
東郷町公共施設等総合管理計画

改訂（案）

平成 29 年 3 月策定
（令和 4 年 3 月 改訂）

東 郷 町

目 次

1	公共施設等総合管理計画策定の趣旨.....	1
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の対象施設等	3
1-4	計画期間.....	4
2	公共施設等の現況及び将来の見通し.....	5
2-1	公共施設等の現状把握	5
2-2	将来人口の見通し	13
2-3	中長期的な経費の見込、財源の見込.....	14
3	公共施設等の現状や課題に関する基本認識.....	19
3-1	公共施設の類似自治体とのベンチマーキング分析.....	19
3-2	長寿命化によるコスト縮減方策を加味した維持管理費の試算	21
3-3	公共施設等の長寿命化の効果	28
3-4	公共施設等の今後の課題	29
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	30
4-1	基本方針.....	30
4-2	管理に関する基本的な考え方	31
5	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	34
5-1	公共施設.....	34
5-2	インフラ資産	42
5-3	下水道施設.....	45
6	公共施設等マネジメントの推進体制.....	46
6-1	全庁的な取組体制と情報共有	46
6-2	進捗状況等のフォローアップの実施.....	47

1 公共施設等総合管理計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景

本町が保有する公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の多くは、人口増加に伴う行政需要や住民ニーズの高まりにより、集中的に整備されてきました。これまでに整備されてきた公共施設等は、年数の経過とともに老朽化が進行しており、近い将来には多くの施設が更新の時期を迎えることが予想され、今後は公共施設等の修繕・更新に多額の費用が必要になることが見込まれます。

また、少子高齢化、住民ニーズの多様化・高度化による利用需要の変化など、本町を取り巻く社会情勢もこれまでとは変化してきており、今後も持続可能な公共サービスを提供していくためには、現状及び将来の見通しを踏まえつつ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の施策に計画的に取り組む必要があります。

そこで、本町の状況や公共施設等を取り巻く現状、課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を定めた「東郷町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

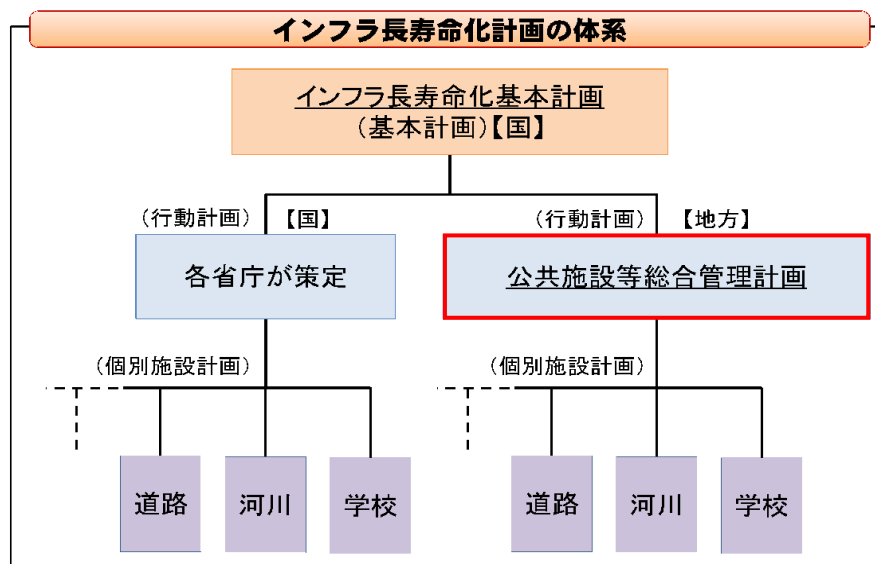
本計画は、公共施設等を効率的かつ効果的にマネジメントすることにより、持続的に公共施設等を維持管理していくことを目的としています。

計画策定後、個別施設計画の策定が進んでいること、また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 総務省」が平成 30 年 2 月に改訂されたことにより、公共施設等総合管理計画の不断の見直し・充実等が求められていることから、本計画の見直しを行うこととしました。

見直しに当たっては、個別施設計画に記載した対策内容を反映し、本計画を充実させることで、今後も、本計画に基づく、総合的かつ計画的な取組の推進により、町民の安全で快適な生活に資するとともに、本町の持続的なまちづくりを目指します。

1-2 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものであり、平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画 総務省」における市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当します。



（資料：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要-総務省（平成 26 年 4 月））

本計画は、第 6 次東郷町総合計画などの上位計画の内容を踏まえた上で策定します。

また、本計画に基づいて、各施設の維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や対策の内容、実施時期など、施設ごとの具体的取組方針を示す「個別施設計画」を策定し、必要に応じて見直しを行います。

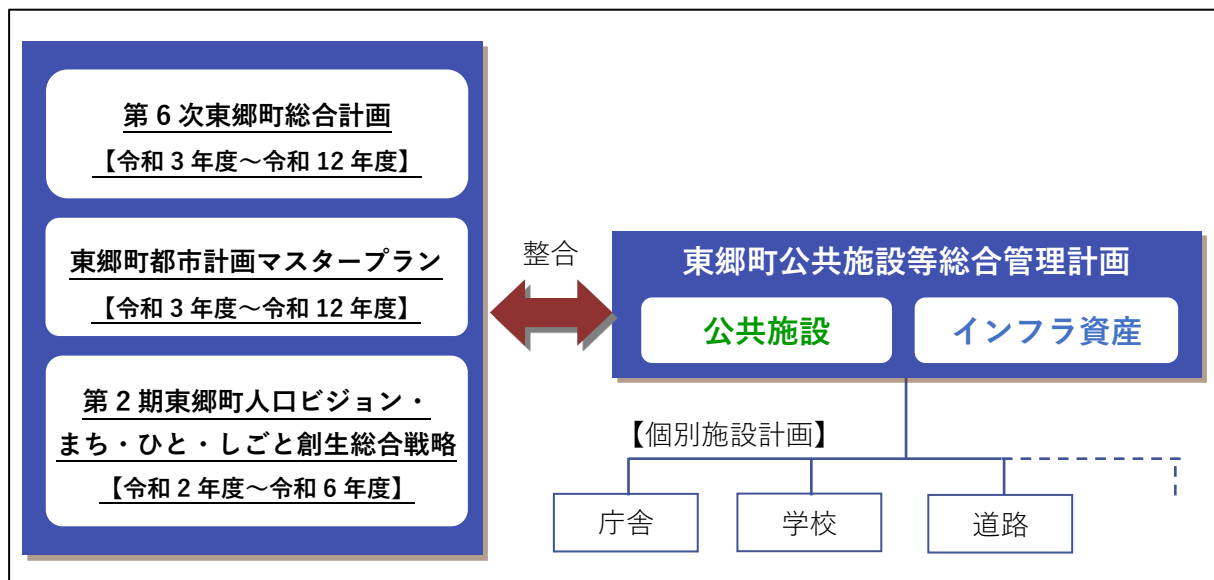


図 東郷町における公共施設等総合管理計画の位置付け

1-3 計画の対象施設等

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）」において、「公共施設等」とは「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と示されています。

したがって、公共施設については基本的には本町が所有する全ての公共施設を対象とします。インフラ資産については愛知中部水道企業団が管理する上水道を除く主要分野（道路・橋りょう・下水道）に加え、公園、河川、調整池、防火水槽、防災無線施設を対象とします。

【計画対象施設】

公共施設等

【公共施設】

庁舎 学校 保育園 児童館
体育館 町民会館 いこまい館等

【インフラ資産】

道路 橋りょう 下水道
公園 河川 調整池
防火水槽 防災無線施設

1-4 計画期間

本町が現在保有する公共施設等を引き続き維持すると仮定した場合、今後大規模改修や更新の時期を迎えます。特に公共施設については、1970～80年代に集中して建築されており、多くの施設が順次更新の時期を迎えることとなります。

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理を長期的な視点で取り組む必要があることや、更新等が増加する時期などを踏まえ、計画期間を 40 年と設定しました。改訂の計画期間については、策定時と同様に平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間としました。

計画期間 平成 29（2017）年度～令和 38（2056）年度（40 年間）

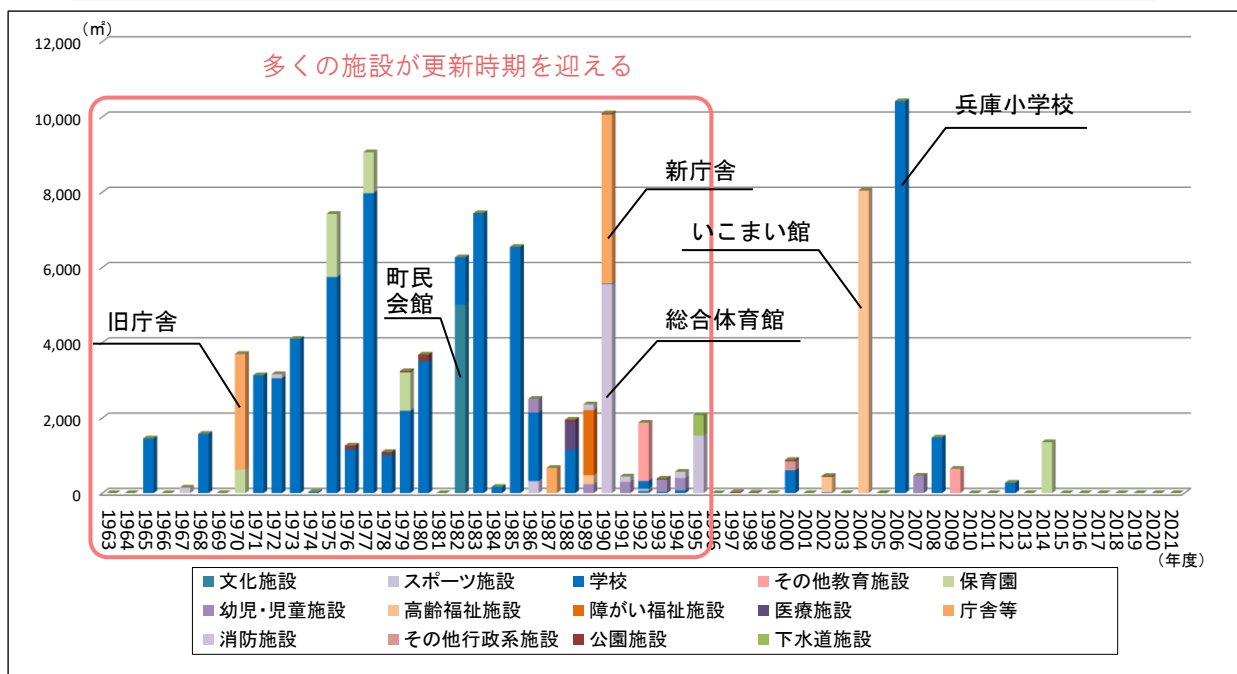


図 建築年度別延床面積

2 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現状把握

本町では、町民や地域のニーズに応じて建設されてきた公共施設等の老朽化が進んでおり、今後大規模改修や更新などの必要性が見込まれます。

(1) 公共施設の現状

ア 対象施設の整理

本計画の対象とする公共施設は、本町が所有する全ての公共施設としますが、広域連携施設である消防署・ごみ処理場、地域が管理する公民館・コミュニティセンター・集会所は対象外としました。

対象施設は 67 施設 156 棟で、延床面積は約 11.0 万㎡となっており、住民 1 人当たりの延床面積は 2.52 ㎡となっています。

表 対象施設の施設数・棟数・延床面積・構成比率

(令和 3 年 3 月末現在)

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比率
文化系施設	文化施設	1	4	5,067.92	4.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	11	7,447.98	6.7%
学校教育系施設	学校	9	71	66,393.00	60.1%
	その他教育施設	1	5	2,209.11	2.0%
子育て支援施設	保育園	5	7	5,762.26	5.2%
	幼児・児童施設	6	6	2,023.88	1.8%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	6	8,692.78	7.9%
	障がい福祉施設	1	2	1,728.19	1.6%
医療施設	医療施設	1	1	745.53	0.7%
行政系施設	庁舎等	1	5	8,237.15	7.5%
	消防施設	6	6	711.00	0.6%
	その他行政系施設	2	4	242.09	0.2%
公園施設	公園施設	22	27	621.43	0.6%
下水道施設	下水道施設	1	1	539.00	0.5%
合 計		67	156	110,421.32	100.0%

イ 用途別面積の整理

用途別（中分類）の公共施設の状況をみると、延床面積の構成比では、全公共施設中、学校が60.1%で最も多く、次いで、高齢福祉施設が7.9%、庁舎等が7.5%、スポーツ施設が6.7%、保育園が5.2%となっています。

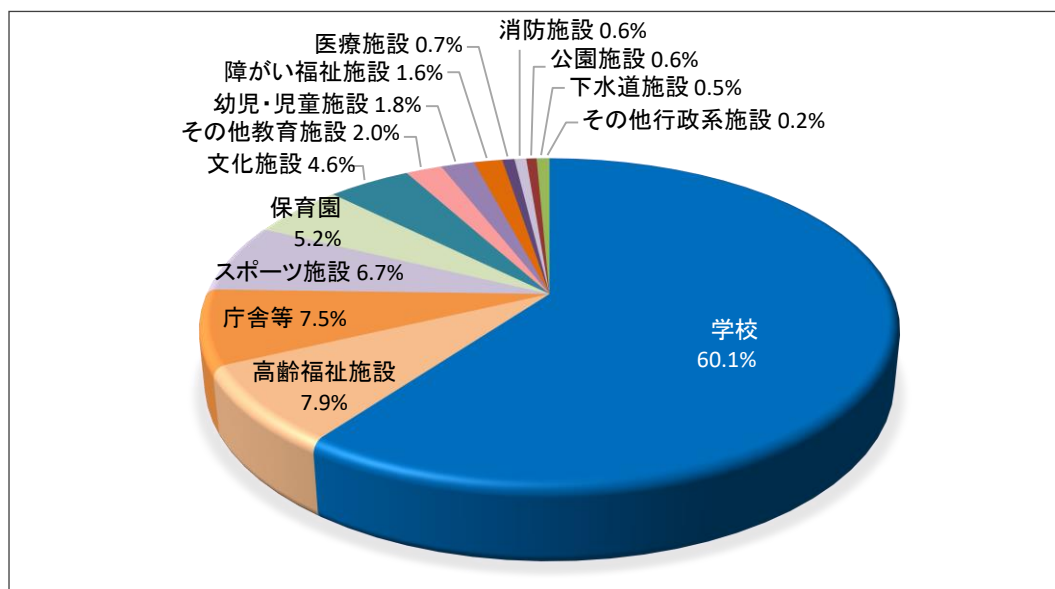


図 用途別の延床面積の割合

ウ 建築年代の整理

建築年度による公共施設の延床面積から、多くの施設は、1970～80年代に建築されています。また、学校については、1980年代までに建築された建物が大半を占め、老朽化が進行している現状がうかがえます。

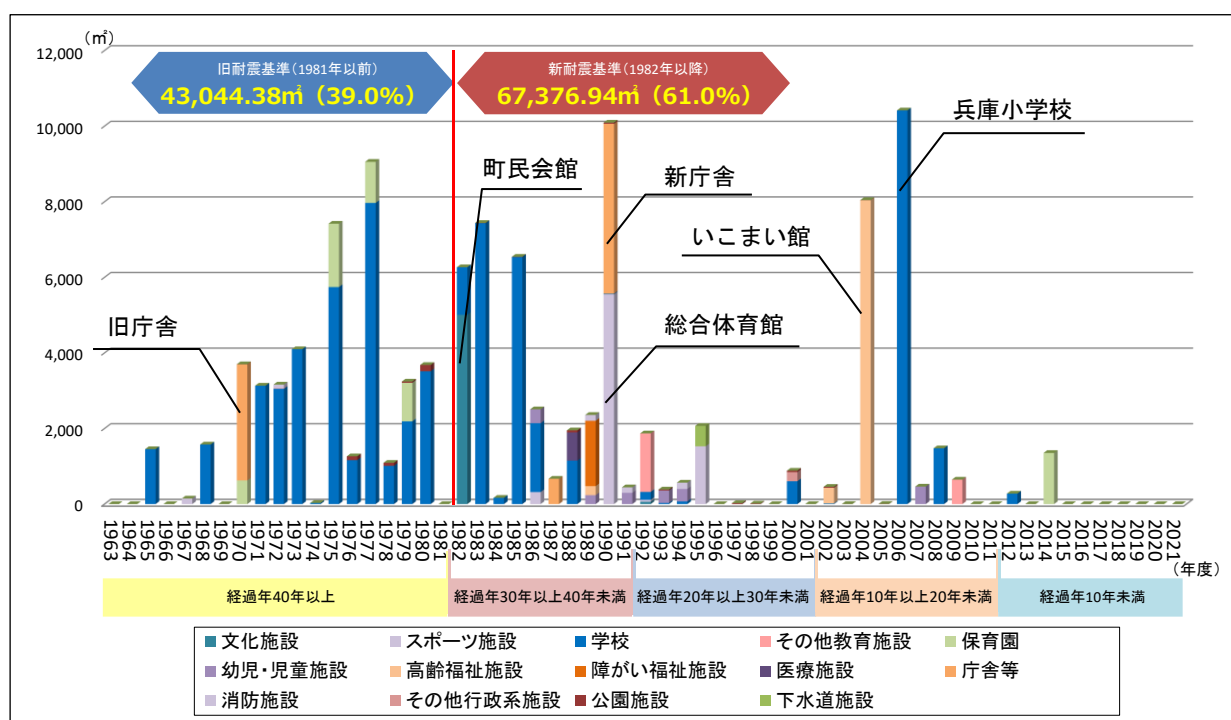


図 建築年度別延床面積

エ 建築からの経過年数による整理

建築物は、30 年を経過すると老朽化により大規模改修が必要となるため、建築年度からの経過年数を把握する必要があります。現時点で 30 年以上経過し、大規模改修が必要な公共施設は全体の約 70%に達し、内訳は、30 年以上 40 年未満が 34.8%、40 年以上が 39.0%となっています。

表 公共施設の経過年数の割合（延床面積ベース）

経過年数	延床面積	構成比率
10 年未満	1,629.58 m ²	1.5%
10 年以上 20 年未満	21,504.66 m ²	19.5%
20 年以上 30 年未満	5,811.66 m ²	5.3%
30 年以上 40 年未満	38,431.04 m ²	34.8%
40 年以上	43,044.38 m ²	39.0%
合計	110,421.32 m ²	100.0%

※構成比率は四捨五入により、100%とならない

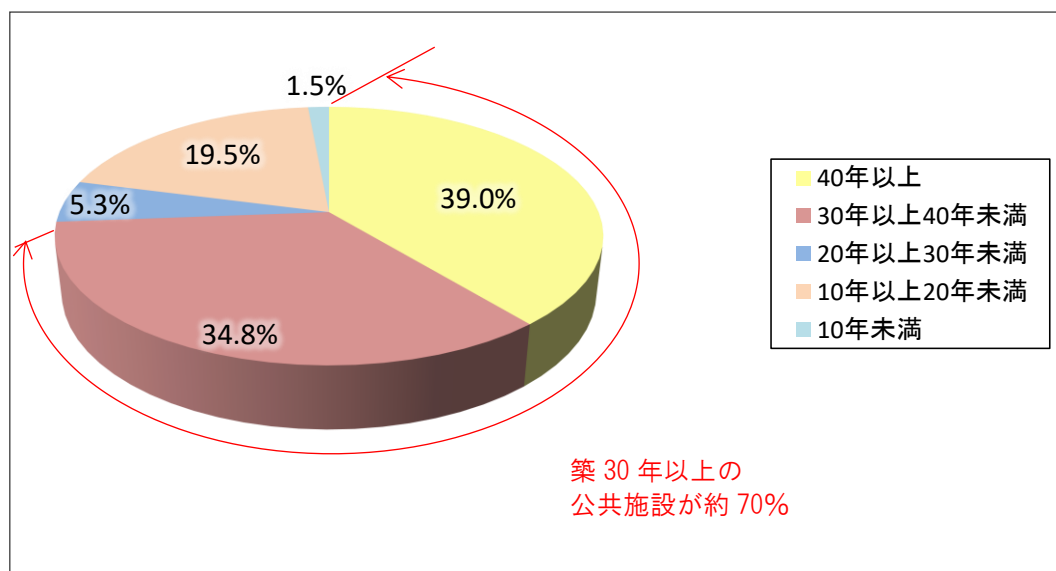


図 公共施設の経過年数の割合（延床面積ベース）

オ 施設保有量の推移

計画策定時（平成 28 年度）の公共施設の延床面積は 114,871.54 m²でしたが、民営化や廃止等により、令和 2 年度は 110,421.32 m²と約 4,450 m²減少しています。

表 公共施設の保有量の推移

計画策定時（平成 28 年度）			令和 2 年度		
施設数	棟数	延床面積 (m ²)	施設数	棟数	延床面積 (m ²)
72	167	114,871.54	67	156	110,421.32

(2) インフラ資産の現状

ア 対象施設の整理

本計画の対象とするインフラ資産は、以下とします。

表 インフラ資産の整備状況

(令和3年3月末現在)

施設分類	内 訳	会 計
道 路	・一般道路 1,320,253 m² ・一般道路のうち1級 128,615 m² ・ 〃 2級 157,312 m² ・ 〃 その他 1,034,326 m² ・自転車歩行者道 2,692 m² 計 1,322,945 m ²	一般会計
橋 り ょ う	・PC（プレストレスト・コンクリート）橋 4,320.6m² ・RC（鉄筋コンクリート）橋 884.5m² ・鋼橋 408.5m² ・その他 1,625.6m² 計 7,239.2m ²	
下 水 道	・コンクリート管 49,567m ・塩化ビニル管 102,547m ・更生管 3,392m ・その他 2,358m 計 157,864m	特別会計
公 園	・都市公園 216,084 m² ・児童遊園 3,671 m² ・ちびっこ広場 1,441 m² ・その他の公園 18,675 m² 計 239,871 m ²	一般会計
河 川	12,879m	一般会計
調 整 池	1,733 m ²	一般会計
防 火 水 槽	126 基	一般会計
防災無線施設	39 基	一般会計

イ 整備年代の整理

①道路

本町が所有する道路の整備状況を示します。

表 道路 種別整備状況

種別	面積 (㎡)	実延長 (m)	路線数
一般道路	1,320,253	222,047	884
一般道路のうち 1級	128,615	9,334	7
〃 2級	157,312	15,942	11
〃 その他	1,034,326	196,771	866
自転車歩行道	2,692	775	23
合計	1,322,945	222,822	907

②橋りょう

本町が所有する橋りょうの年代別の整備状況を以下のグラフに示します。

橋りょうの構造別年度別整備面積から、多くの橋りょうは1980年代までに整備されており、特に1960～80年代に整備が集中しています。構造は、PC 橋が最も多い状況です。

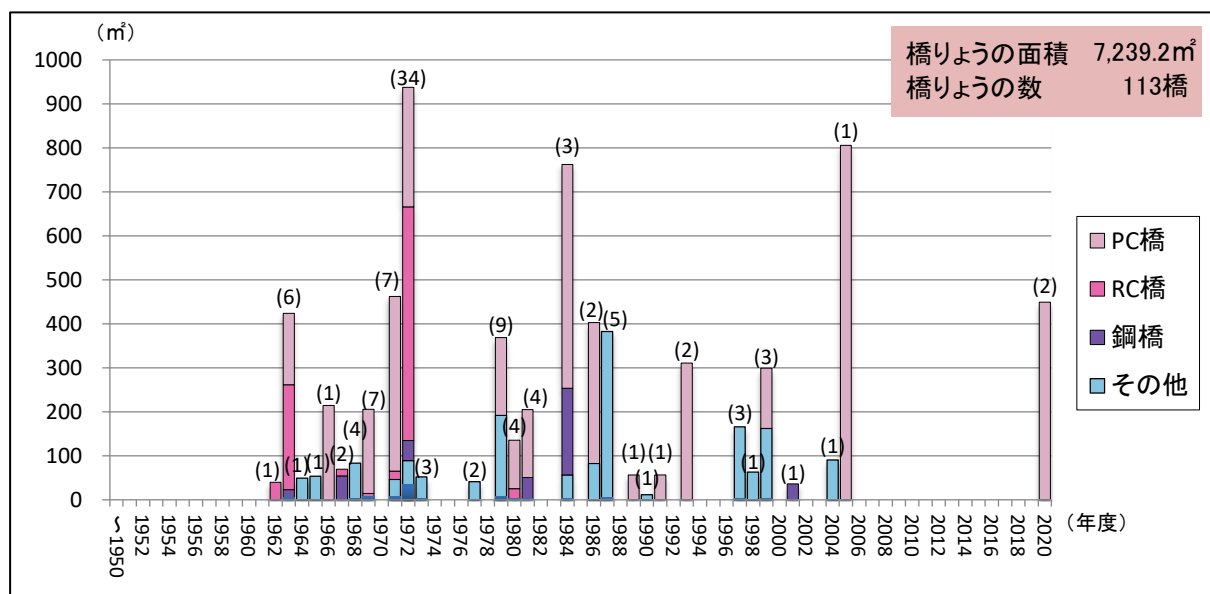


図 橋りょう 構造別年度別整備面積

※グラフ内の () は年度別橋りょう数を示す。

③下水道（污水）

本町が所有する下水道（污水）の年度別管種別の整備延長を以下のグラフに示します。

下水道の年度別管種別整備延長から、一部は 1966 年度、1967 年度に整備されていますが、ほとんどの管は 1990 年度から 2010 年度までにかけて整備されています。

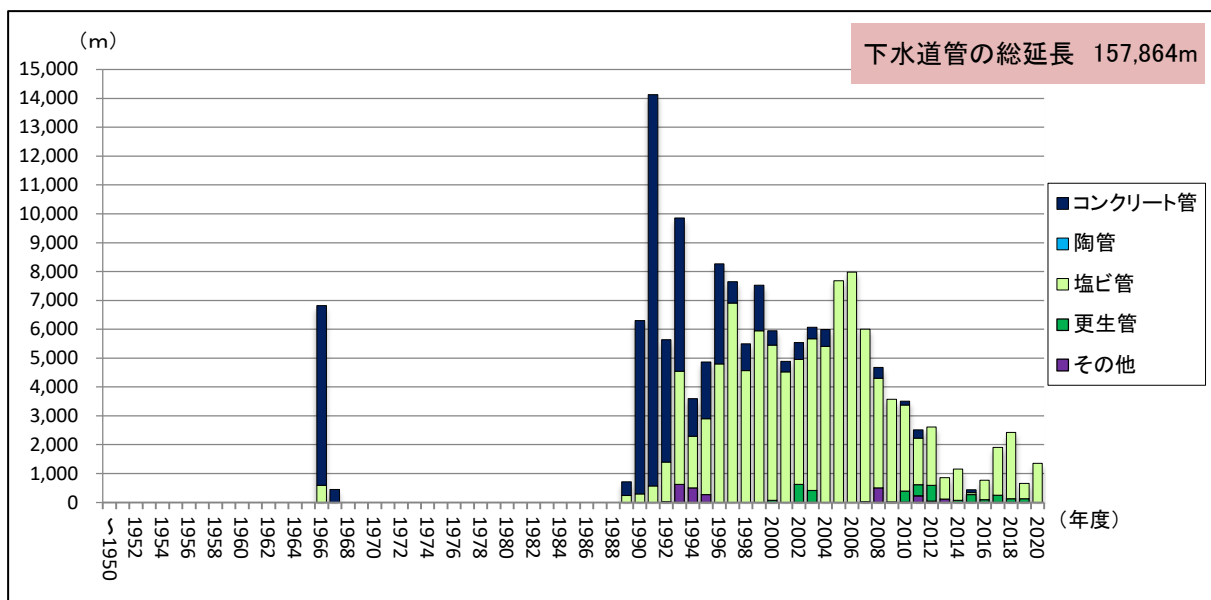


図 下水道（污水） 年度別管種別整備延長

④公園

本町が所有する公園の整備面積を以下のグラフに示します。

公園の年度別整備面積から、1970～80 年代にかけて整備が集中しています。1979 年度には境川緑地の整備により、他の年度と比較して整備面積が多くなっています。

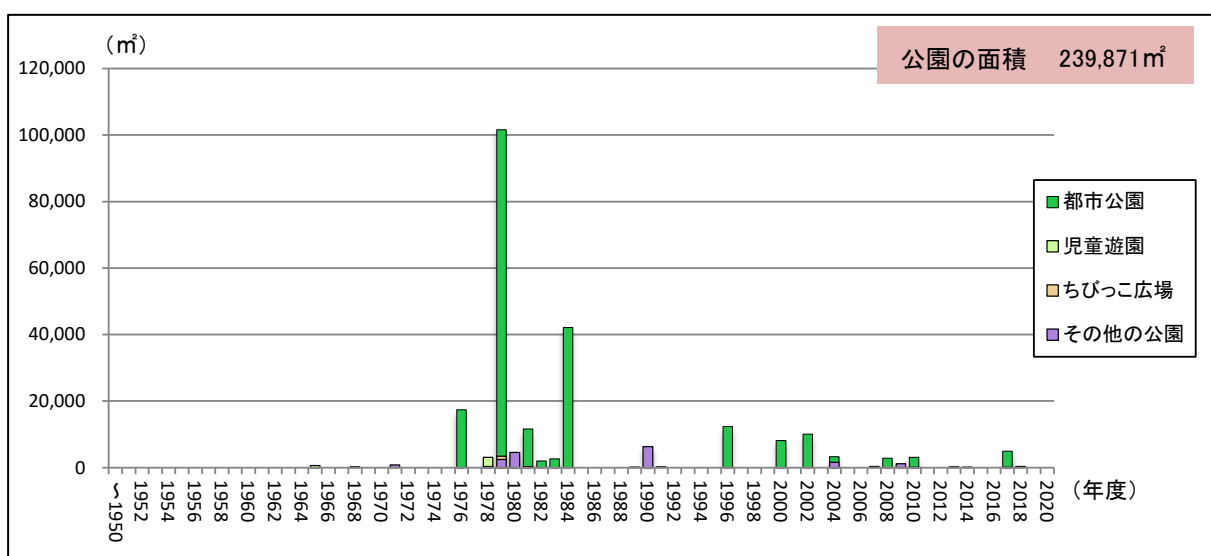
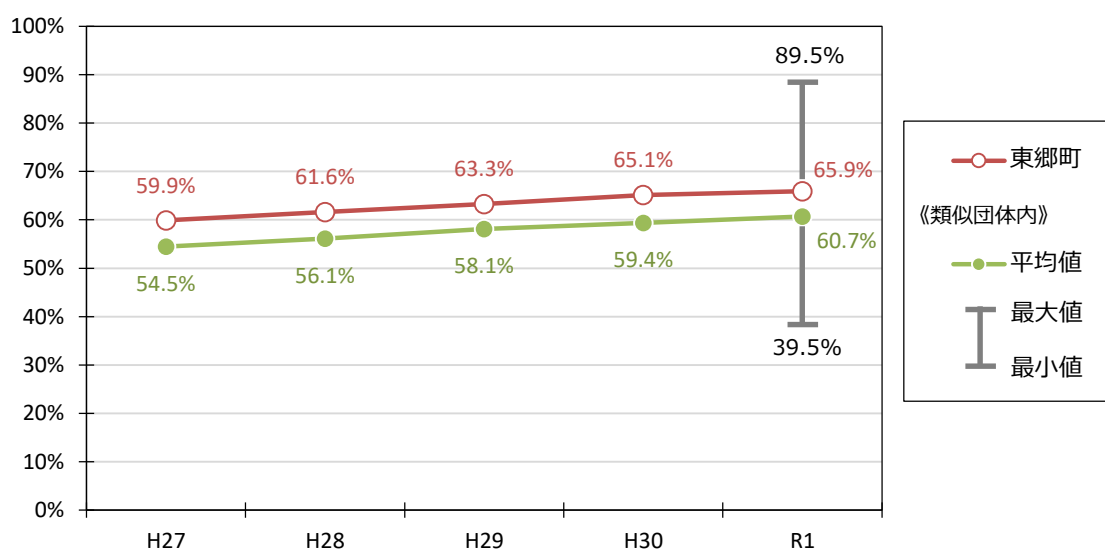


図 公園 年度別整備面積

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得からの経過割合を表したもので、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握するためのデータです。

本町の令和元年度の有形固定資産減価償却率は、65.9%となっており、類似団体※1 より高い水準にあり、増加傾向にあります。主な要因としては、延床面積が大きい小学校・中学校の校舎の多くが 1970～80 年代に集中して整備されたことなど、公共建築物の約 7 割が築 30 年以上経過しているからです。



出典：愛知県内市町村の財政状況資料集（令和元年度）

図 有形固定資産減価償却率の推移

※1 類似団体とは、総務省の「令和元年度類似団体別市町村財政指数表」で本町と同じ類型に属する団体を指す。本町は同表において「町村V-2」の類型に分類され、全国では 99 町村が、県内では扶桑町、大治町、蟹江町、美浜町が該当する（町村V-2 類型の要件は、①人口：2 万人以上、②産業構造：第二及び第三次産業の合計就業者が 80%以上かつ第三次産業の就業者が 60%以上）。

(4) 過去に行った対策の概要

計画策定時（平成 28 年度）以降に行った対策は以下のとおりです。

ア 民間活力の活用

- ・ 保育園環境の充実を目的に、民間活力を活用した民間保育園「東郷あやめ保育園」が平成 29 年 10 月に開園しました。これに伴い、上城保育園と諸輪保育園を平成 30 年 3 月に廃止しています。

イ 機能移転

- ・ 施設の老朽化に伴い、東郷町老人憩の家を平成 30 年 3 月に廃止し、いこまい館に、高齢者の交流施設等の機能を移転しました。

ウ 廃止

- ・ 公共下水道の供用開始に伴い、旭ヶ丘団地第 2 污水処分場を令和 2 年 4 月に廃止しました。

エ 個別施設計画の策定

各施設の対応方針を定め、計画的な維持管理等に取り組むため、個別施設計画（長寿命化計画）を策定しました。

（公共施設）

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ・ 東郷町役場庁舎等長寿命化計画 | 平成 30 年 2 月策定 |
| ・ 東郷町学校施設長寿命化計画 | 平成 30 年 3 月策定 |
| ・ 東郷町消防団詰所長寿命化計画 | 平成 30 年 12 月策定 |
| ・ 東郷町スポーツ施設等長寿命化計画 | 平成 31 年 3 月策定 |
| ・ 保育所等長寿命化計画 | 令和元年 10 月策定 |
| ・ 東郷町資源回収ステーション長寿命化計画 | 令和 3 年 3 月策定 |
| ・ 東郷町児童館長寿命化計画 | 令和 4 年 3 月策定 |
| ・ 東郷町町民交流拠点施設 イーストプラザいこまい館
長寿命化計画 | 令和 4 年 3 月策定 |

（インフラ資産）

- | | |
|------------------------|---------------|
| ・ 東郷町橋梁長寿命化修繕計画 | 平成 26 年 3 月策定 |
| ・ 東郷町舗装修繕計画 | 平成 29 年 3 月策定 |
| ・ 東郷町公共下水道ストックマネジメント計画 | 平成 31 年 3 月策定 |

2-2 将来人口の見通し

(1) 総人口の推移と将来見通し

本町の総人口は、昭和45年（1970年）以降増加し続け、令和2年（2020年）では、43,903人となっています。平成22年（2010年）には0-14歳人口割合を65歳以上割合が上回り、高齢化の進行が予想されています。

また、将来推計では、令和12年（2030年）まで人口増加が続き、その後緩やかに減少していくことが見込まれています。年齢構成別にみると、0-14歳人口は平成22年（2010年）以降は減少しており、今後も減少することが見込まれています。15-64歳人口は令和12年（2030年）まではほぼ横ばいで推移しますが、令和17年（2035年）以降は減少することが見込まれています。65歳以上は令和32年（2050年）まで増加が続き、その後は人口の減少とともに緩やかに減少することが見込まれています。

将来推計人口では、令和12年（2030年）で45,690人、令和42年（2060年）で41,849人となっています。

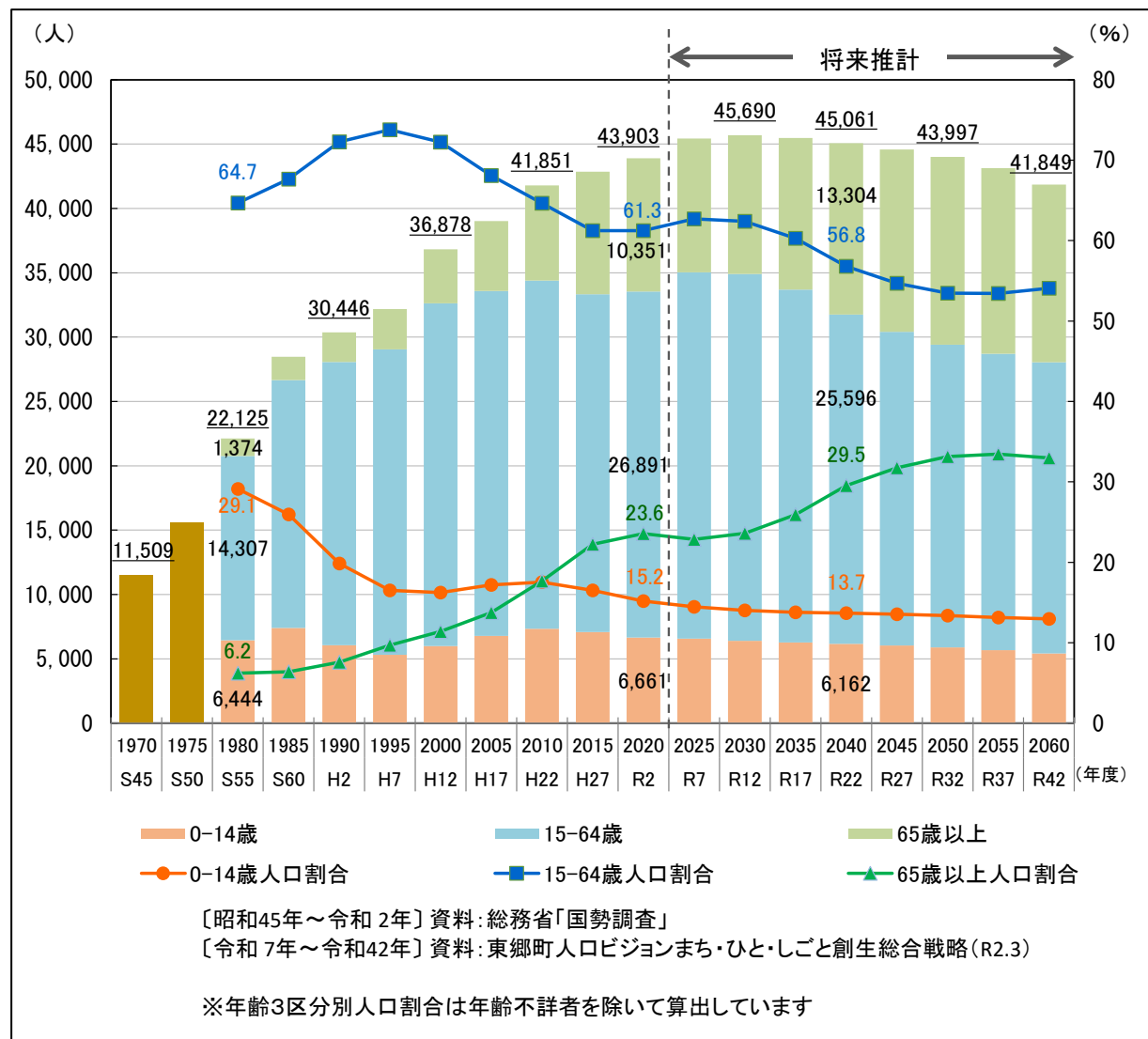


図 東郷町の総人口の推移と将来見通し

2-3 中長期的な経費の見込、財源の見込

(1) 財政状況

本町の 2011 年度から 2020 年度までの歳入・歳出の決算額、投資的経費の内訳を以下に示します。歳入は 100～190 億円程度の間で推移しており、10 年間の平均額は 125.2 億円です。

歳出は 100～180 億円程度の間で推移しており、10 年間の平均額は 120.4 億円です。扶助費は、一貫して増加傾向にあります。公共施設等に充当される投資的経費は、年度による変動があり、10 年間の平均額は 11.1 億円となります。

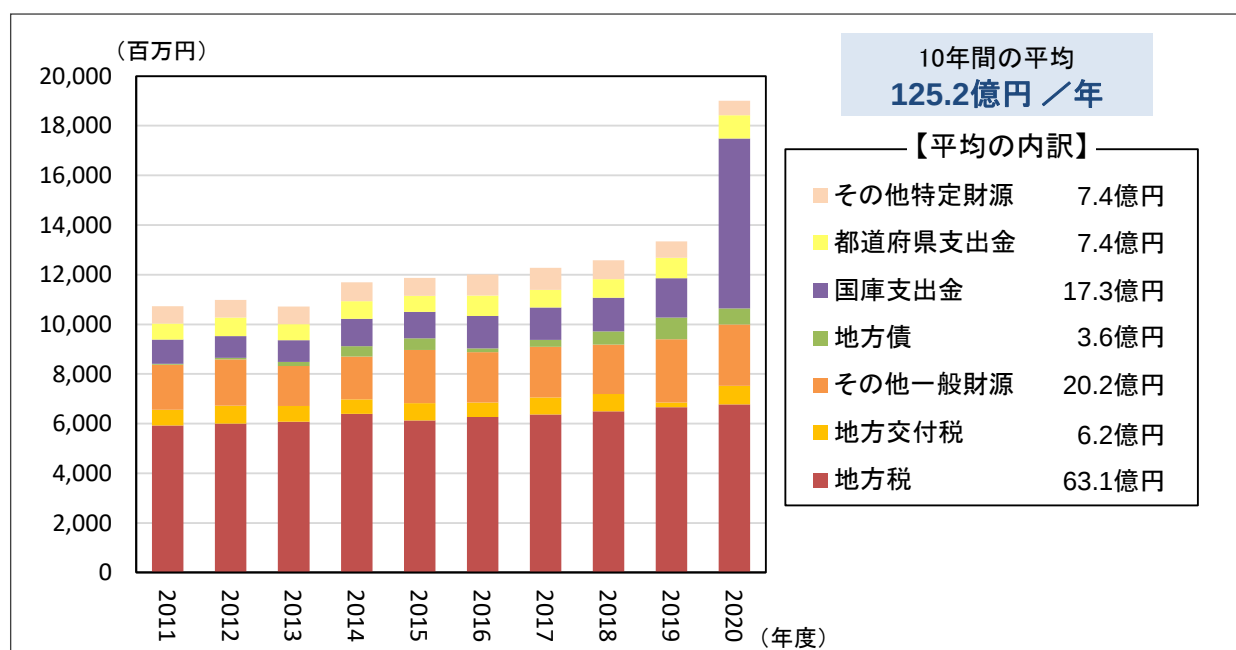


図 歳入決算額の推移（普通会計決算）

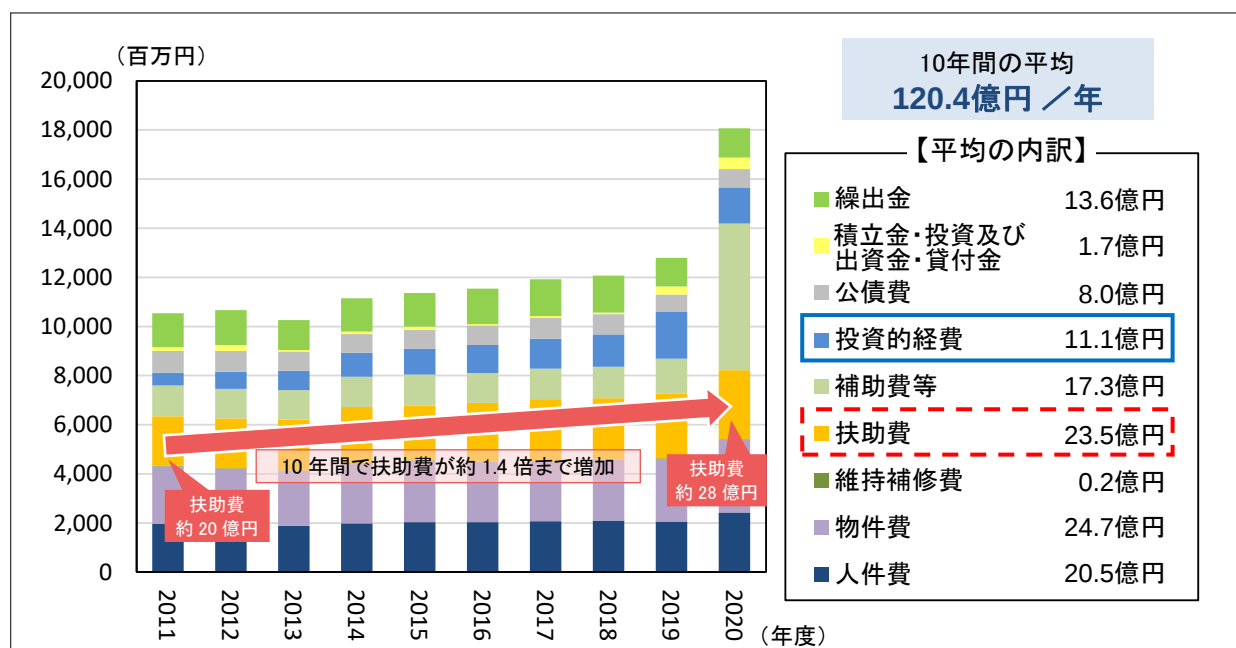


図 歳出決算額の推移（普通会計決算）

※2020 年度は、特別定額給付金等、新型コロナウイルス感染症対策費を含む

普通会計決算の投資的経費の内訳より、公共施設に係る投資的経費の10年間の平均額は4.9億円、道路及び橋りょうに係る投資的経費の10年間の平均額は2.1億円であり、公共施設・インフラ資産の修繕・更新に充当される投資的経費の10年間の平均額は7.0億円となります。

下水道に係る投資的経費は、年度による変動があり、10年間の平均額は1.4億円となります。

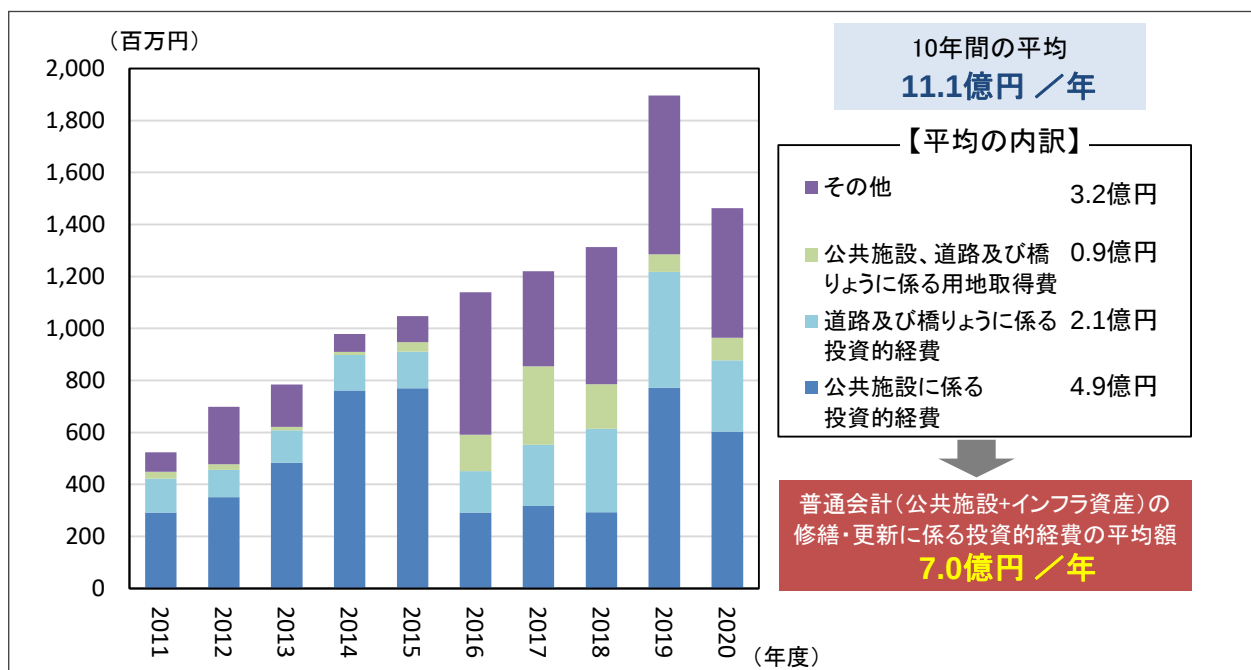


図 投資的経費の推移 (普通会計決算)

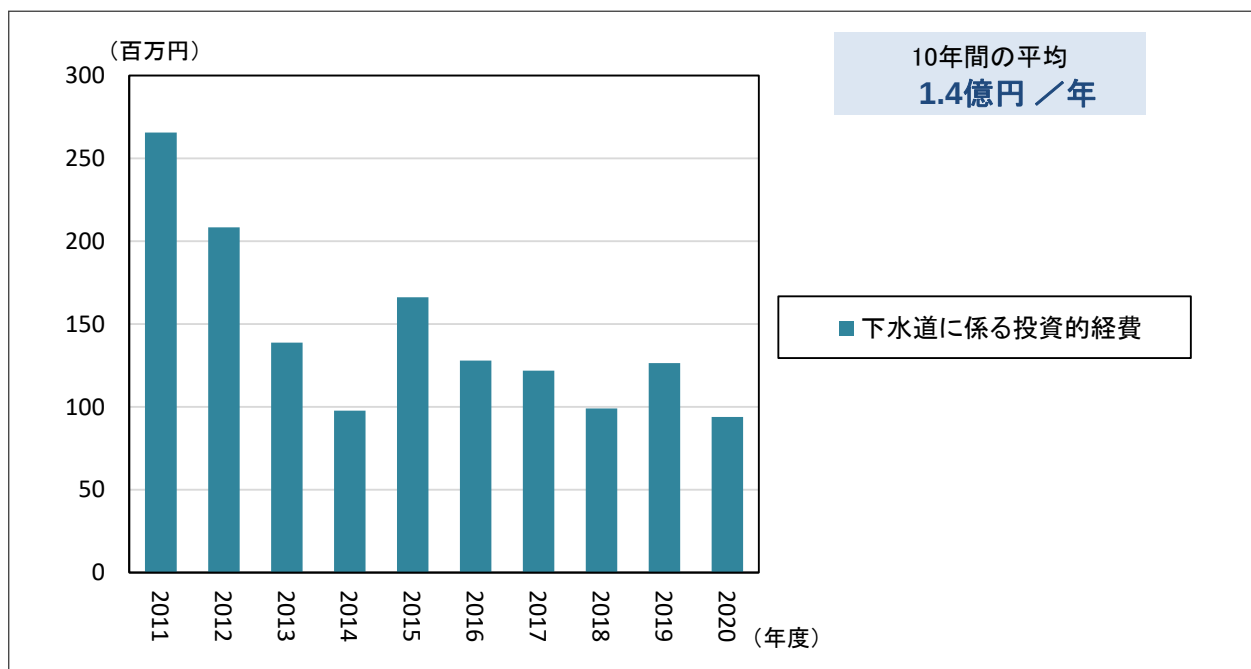


図 下水道に係る投資的経費の推移

(2) 中長期的な経費の見込

ア 公共施設の試算条件

本町が現在保有している公共施設について、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について、総務省から提供されている試算ソフトを用いて、以下の条件により試算を行いました。更新する周期や単価等については、総務省試算ソフトに示される内容で設定しました。

【維持更新費の試算条件】

- 建築後60年で更新を実施する。単年度に負担が集中しないように更新時は、費用を3年間に分割する。
- 建築後30年で大規模改修を実施する。改修時の費用は、2年間に分割する。
- 更新費の単価は、総務省試算ソフトを参考に33～40万円/㎡とする。
- 大規模改修の単価は、総務省試算ソフトを参考に17～25万円/㎡とする。

区 分	更新	大規模改修
文化系、行政系施設、医療施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健福祉施設等	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設、公園施設等	33万円/㎡	17万円/㎡

イ インフラ資産の試算条件

インフラ資産についても、公共施設と同様、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について以下の条件により試算しました。ただし公園、河川、防火水槽、防災無線施設は総務省試算ソフトの対象外となるため、実績等から条件を設定します。

【総務省試算ソフトによる試算条件】

- 総務省試算ソフトでの試算対象：道路、橋りょう、下水道
- 単価：総務省試算ソフトにおける標準単価
- 周期：総務省試算ソフトにおける更新年数
- 現時点で、更新の実施時期を既に経過している施設については、初年度の工事費の集中を避けるため、5年間で平準化

【総務省試算ソフト以外の試算における試算条件】

- 単価：実績等による更新単価
- 周期：実績等による更新年数
- 現時点で、更新の実施時期を既に経過している施設は、初年度に費用を計上
- 整備年度が不明な施設については更新費用を1年ごとに割り戻した金額を毎年計上

表 試算における単価の設定（インフラ資産）

種別	更新年数	更新単価	
道 路	15年	一般道路	4,700円/㎡
		自転車歩行者道	2,700円/㎡
橋 り ょ う	60年	PC（プレストレスト・コンクリート）橋、RC（鉄筋コンクリート）橋、その他	425千円/㎡
		鋼橋	500千円/㎡
下 水 道	50年	コンクリート管、陶管、塩化ビニル管、その他	124千円/m
		更生管	134千円/m
公 園	50年	都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の公園	12千円/㎡
河 川	50年	開水路（ブロック積）	144千円/m
調 整 池	50年	ブロック積	244千円/㎡
防 火 水 槽	50年	コンクリート製	11,000千円/基
防災無線施設	15年	防災無線一式	105,000千円/式

ウ 将来的な更新費用と過去の投資的経費との比較

施設別に将来的な更新費用（以下「将来コスト」という。）の試算結果と過年度の投資的経費を比較し、財政分析を行いました。

① 公共施設・インフラ資産（下水道施設を除く）の試算結果

公共施設等の試算結果を以下に示します。計画期間（40 年間）で必要となる修繕・更新費用は約 714.5 億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる 1 年当たりのコストは約 19.2 億円となりました。過去 10 年間の公共施設・インフラ資産の修繕・更新に係る投資的経費の 1 年当たりの平均額は約 7.0 億円であり、1 年当たりのコストを比較すると約 12.2 億円の差があります。

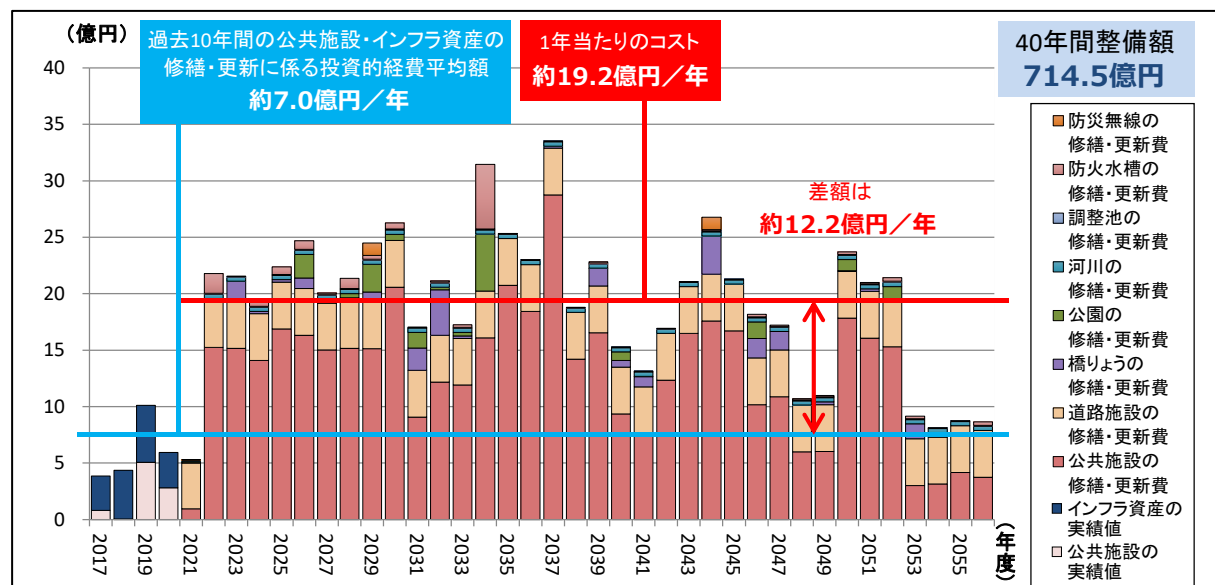


図 公共施設・インフラ資産の試算結果

② 下水道施設の試算結果

下水道施設の試算結果を以下に示します。計画期間（40 年間）で必要となる修繕・更新費用は約 152.9 億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる 1 年当たりのコストは約 4.2 億円となりました。過去 10 年間の下水道に係る投資的経費の 1 年当たりの平均額は約 1.4 億円であり、1 年当たりのコストを比較すると約 2.8 億円の差があります。

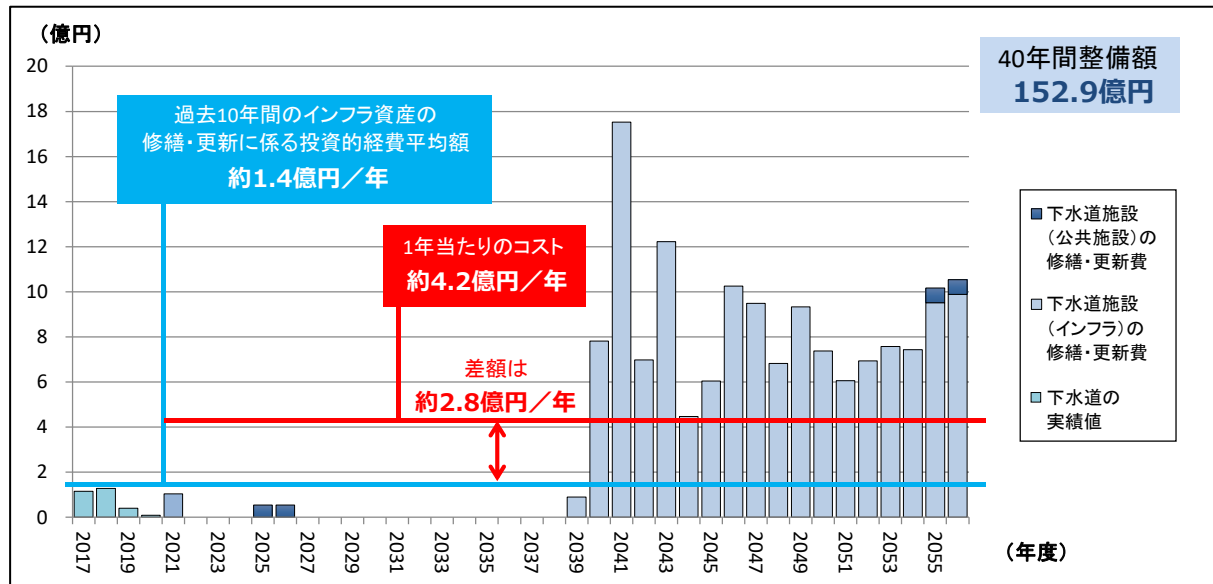


図 下水道施設の試算結果

※部田山汚水中継ポンプ場は下水道施設に含む

3 公共施設等の現状や課題に関する基本認識

3-1 公共施設の類似自治体とのベンチマーキング分析

本町の公共施設の整備状況を類似自治体と比較し、現在の整備水準がどの程度なのかベンチマーキング分析を行います。愛知県内の人口2万人以上9万人未満、かつ面積10 km²以上40 km²未満の類似自治体と公共施設延床面積に関して比較します。

(1) 類似自治体の整理

次に掲げる自治体を類似自治体としてベンチマーキング分析をします。

表 類似自治体との比較表

自治体名	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
北名古屋市	86,385	18.37	4,703
あま市	86,126	27.49	3,133
尾張旭市	83,144	21.03	3,954
碧南市	72,458	36.68	1,975
知立市	72,193	16.31	4,426
豊明市	69,295	23.22	2,984
清須市	67,352	17.35	3,882
みよし市	61,952	32.19	1,925
津島市	60,942	25.09	2,429
長久手市	60,162	21.55	2,792
東浦町	49,596	31.14	1,593
岩倉市	47,983	10.47	4,583
高浜市	46,106	13.11	3,517
東郷町	43,903	18.03	2,435
武豊町	43,535	26.38	1,650
蟹江町	37,338	11.09	3,367
扶桑町	34,133	11.19	3,050
阿久比町	28,383	23.80	1,193
大口町	24,305	13.61	1,786

（資料：令和2年国勢調査-総務省）

(2) 住民1人当たり公共施設延床面積の類似自治体との比較

本町の住民1人当たりの公共施設延床面積は2.52㎡で、全国平均4.07㎡よりも少ない状況ですが、類似自治体の平均2.65㎡とは同程度となっています。全国の平均値より少なくても、将来に渡って持続的に公共施設を維持していくため、財政状況と今後の維持管理費を踏まえた適正な施設保有量を検討する必要があります。

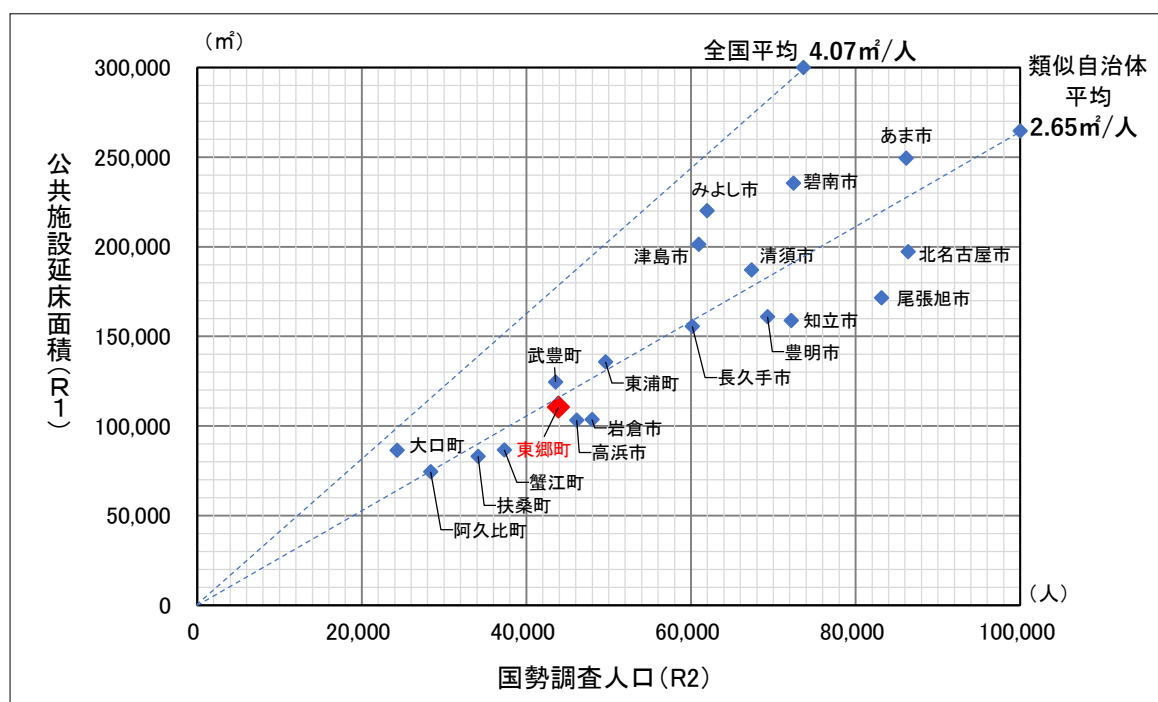


図 住民 1 人当たり公共施設延床面積の類似自治体との比較

(資料：令和 2 年国勢調査・令和元年公共施設状況調査年比較表-総務省)

※東郷町の公共施設延床面積は、本計画における対象施設の延床面積を使用

3-2 長寿命化によるコスト縮減方を加味した維持管理費の試算

中長期的な経費の見込みにおいて算出した試算結果（p17(2) 中長期的な経費の見込「ウ 将来的な更新費用と過去の投資的経費との比較」参照）は総務省設定による事後保全的な管理方法（施設に不具合が発生した際に修繕等の対策を行う管理方法）であるため、コスト縮減に配慮した本町の実状にあったメンテナンスサイクルの設定や予防保全型の管理方法（計画的に修繕を行い、施設の長寿命化を図る管理方法）を取り入れた本町が予定する維持管理について試算を行います。

(1) 試算条件

< 公共施設 >

ア 個別施設計画を策定した施設

個別施設計画を策定した施設は、計画を基に算出した費用としています。

イ 個別施設計画を策定していない施設

個別施設計画を策定していない施設は、以下の考えで試算しています。

① 更新時期

「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会」に基づき、普通品質の場合の目標耐用年数の最大値である 80 年と仮定します。

表 公共施設の目標耐用年数

構造	目標耐用年数				法定耐用年数
	構造種別	代表値	範囲	下限値	
鉄筋コンクリート造	高品質の場合	100 年	80～120 年	80 年	30～50 年
鉄骨鉄筋コンクリート造		普通品質の場合	60 年	50～80 年	
鉄骨造（重量鉄骨）					

（資料：建築物の耐久計画に関する考え方-（社）日本建築学会（昭和 63 年））

② 更新単価

更新単価は、総務省試算ソフトに準じるものとしています。

③ 修繕時期

施設の長寿命化を図る上で、予防保全の考え方により計画的に修繕することとします。修繕時期は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引 文部科学省（平成 27 年 4 月）」の考え方に基づき、予防保全的な修繕を建築から 20 年と 60 年で実施するとともに、長寿命化修繕を建築から 40 年で実施するものとします。

※ 予防保全的な修繕とは、定期的な点検の実施のもと、躯体の機能に影響が及ぶ前に、屋上防水や外装塗装などの長寿命化対策を全面的に実施するもの。

※ 長寿命化修繕とは、耐用年数を迎える建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）の更新に加え、今後 40 年も施設を使用することを見据え、コンクリート中性化対策、鉄筋腐食対策及び耐久性に優れた仕上げ材への取替など、設備や躯体のリニューアルを実施するもの。

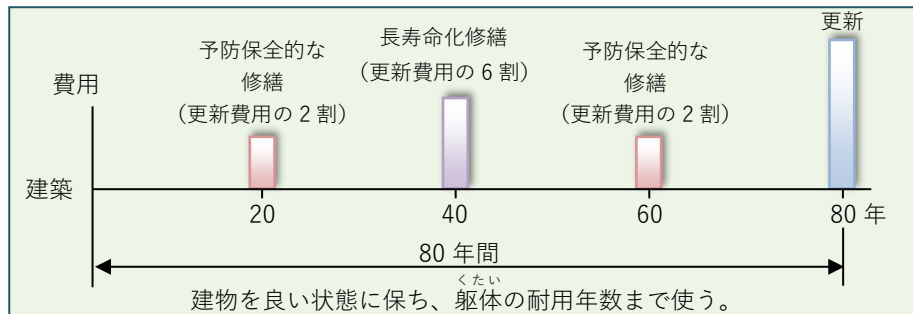


図 公共施設の長寿命化のイメージ
(資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引-文部科学省 (平成 27 年 4 月))

< 道路（舗装） >

ア 更新単価

更新単価は、切削オーバーレイ^{※1}を想定し、総務省試算ソフトと同じ単価（一般道路：4,700 円/㎡、自転車歩行者道：2,700 円/㎡）を使用します。

※1 破損した舗装面を削り取り、新たな舗装を重ねていく工法

イ 耐用年数

道路（舗装）の耐用年数は、交通区分（大型車交通量）によって異なるため、一般道路を「1 級」、「2 級・その他道路」、「自転車歩行者道」に分けて設定します。

- ・ 1 級…長寿命化前と同様に、総務省試算ソフトの考え方にに基づき、15 年で設定
- ・ 2 級・その他道路…生活道路の耐用年数は 1 級の 2 倍程度と想定し、30 年と設定
- ・ 自転車歩行者道…生活道路の耐用年数は 1 級の 2 倍程度と想定し、30 年と設定

<橋りょう>

橋りょうの長寿命化は、「東郷町橋梁^{りょう}長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全的な管理により行います。

	橋りょう数	面積
H27.3 修繕計画で対象となっていた橋りょう ^{※1}	59 橋	4,821.8 m ²
上記以外の橋りょう	54 橋	2,417.4 m ²
合計	113 橋	7,239.2 m ²

※1 愛知県橋梁アセットマネジメントシステムを用いて作成した「今後 100 年間の長寿命修繕計画」を行った橋りょう

ア H27.3 修繕計画で対象となっていた橋りょう

修繕計画時点で 59 橋（総面積 4,821.8 m²）が対象となっており、対象の橋りょうで 100 年間の累計補修費（詳細設計費等を除く。）を試算した結果、事後保全型の約 9.4 億円から、予防保全型の約 7.2 億円となり、約 2.2 億円（約 23.4%）の縮減が見込まれる試算となりました。

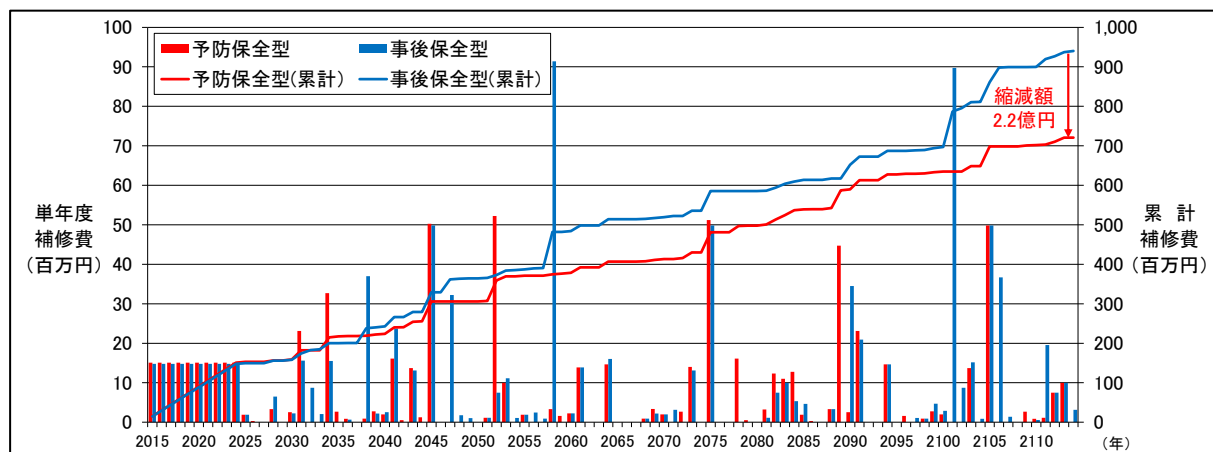


図 H27.3 修繕計画で対象となっていた橋りょう（59 橋）での試算結果

イ ア以外の橋りょう

上記のア以外の橋りょうは 54 橋（総面積 2,417.4 m²）あります。これらの橋りょうについて、予防保全による試算として、総務省の考え方による試算の費用（更新費 425 千円/m²、耐用年数 60 年均等配分）から修繕計画における縮減率 23.4%分を減じた費用を計上します。

今後は、これらの橋りょうを調査し修繕計画に反映する等の見直しを行っていきます。

$$\begin{array}{ll}
 \text{総務省による試算} & 2,417.4 \text{ (m}^2\text{)} \times 425 \text{ (千円/m}^2\text{)} / 60 \text{ 年} = 17,123 \text{ (千円/年)} \\
 \text{計上費用} & 17,123 \text{ (千円/年)} \times (1 - 23.4\%) = \underline{\underline{13,116 \text{ (千円/年)}}}
 \end{array}$$

<公園>

ア 更新単価

更新単価は、事後保全的な管理の試算時に設定した単価(12,000 円/㎡)を使用します。

イ 耐用年数

公園の長寿命化を図る上で、予防保全の考え方により計画的に修繕することとします。
「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】国土交通省（平成 30 年 7 月）」の考え方に基づき、予防保全型の管理を行った際の公園の耐用年数は、事後保全型の管理を行った際の耐用年数（50 年）の 1.2 倍とし、60 年を想定します。耐用年数の半分を経過した時点で修繕を行い、長寿命化を図る設定とします。

<その他インフラ資産（河川、調整池、防火水槽、防災無線施設）>

河川、調整池、防火水槽、防災無線施設の 4 分野については、以下の理由により事後保全型管理を行うものとしします。ただし、施設の安全性を確保するための修繕等は、適宜行うものとしします。

① 河川、調整池、防災無線施設

長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減効果が他の分野より期待できないため。

② 防火水槽

防火水槽及び耐震性貯水槽は、個別の長寿命化計画がなく、現段階では地下構造物に対して長寿命化の考えを適用することが困難であるため。

<下水道施設>

管路の改築費用については、「東郷町公共下水道ストックマネジメント計画 計画説明書（管路施設） 平成 30 年度」において採用する次の条件とします。

表 予算制約条件（シナリオ 5-2）

単位：百万円/年

期間	管きょ	マンホール	マンホール蓋	合計
2020～2039 年	45	1	4	50
2040～2049 年	120	1	15	136
2050～2059 年	195	1	25	224
2060～2094 年	270	1	25	296

<試算条件の整理>

表 将来コストの試算における条件設定

	総務省設定を基にした管理方法		本町が予定する維持管理	
	単価	周期	単価	周期
公 共 施 設	用途別単価 【総務省】	更新：60 年 改修：30 年 【総務省】	・個別施設計画の費用、時期 ・個別施設計画の未策定施設は、総務省試算ソフトの費用、時期	
道 路	一般道路 (1,2 級、その他道路) 4,700 円/㎡ 自転車歩行者道 2,700 円/㎡ 【総務省】	一般道路： 15 年【総務省】 自転車歩行者道： 30 年【総務省】	同左	1 級： 15 年【総務省】 2 級、その他道路： 30 年【想 定】 自転車歩行者道： 30 年【総務省】
橋 り ょ う	425 千円/㎡ 【総務省】	60 年 【総務省】	・ H27.3 橋梁^{りょう}長寿命化修繕計画の試算方法を踏まえた試算	
公 園	12 千円/㎡ 【想定】	50 年 【想定】	同左	更新：60 年 修繕：30 年 【想定】
河 川	開水路（ブロック積） 144 千円/m	50 年 【想定】	予防保全と想定しない	
調 整 池	ブロック積 244 千円/㎡【想定】	50 年 【想定】	予防保全と想定しない	
防 火 水 槽	11,000 千円/基 【想定】	50 年 【想定】	予防保全と想定しない	
防災無線施設	105,000 千円/式 【整備実績】	15 年 【想定】	予防保全と想定しない	
公 共 下 水 道	管種別 124～134 千円/m 【総務省】	50 年 【総務省】	・「東郷町公共下水道ストックマネジメント計画 計画説明書（管路施設）平成 30 年度」の基本シナリオ	

(2) 試算結果

ア 公共施設の試算結果

公共施設の試算結果として、計画期間（40 年間）で必要となる修繕・更新費用は約 281.3 億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる 1 年当たりのコストは約 7.6 億円となりました。

過去 10 年間の投資的経費の 1 年当たりの平均額は約 4.9 億円であり、1 年当たりのコストを比較すると約 2.7 億円の差があります。

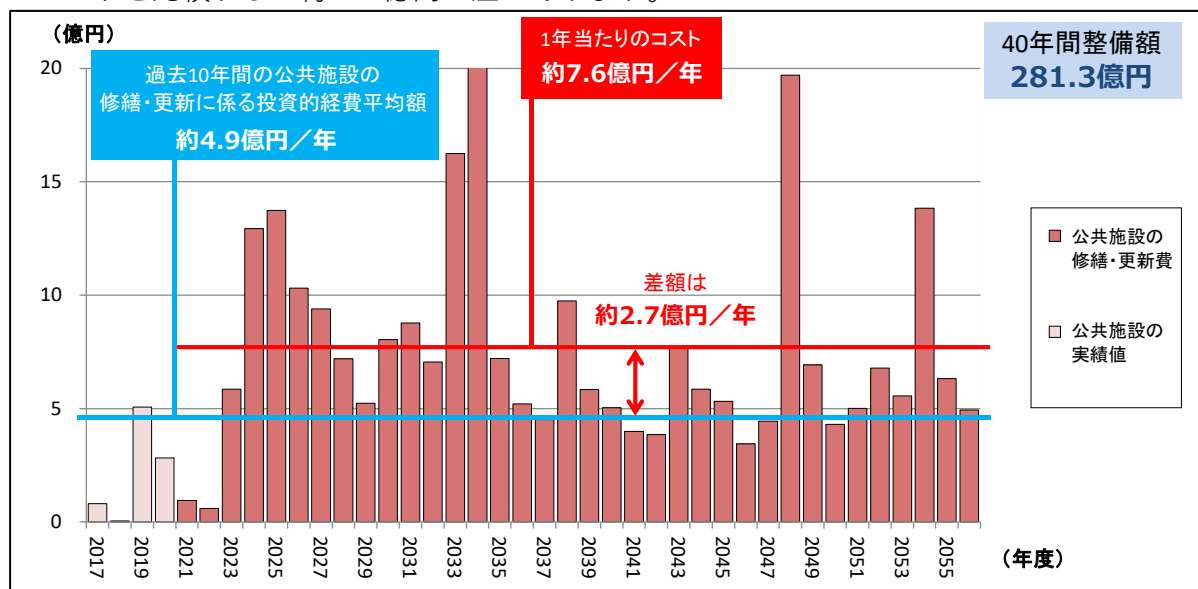


図 公共施設の試算結果

イ インフラ資産（下水道施設を除く）の試算結果

インフラ資産の試算結果として、計画期間（40 年間）で必要となる修繕・更新費用は約 153.6 億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる 1 年当たりのコストは約 3.8 億円となりました。

過去 10 年間の投資的経費の 1 年当たりの平均額は約 2.1 億円であり、1 年当たりのコストを比較すると約 1.7 億円の差があります。

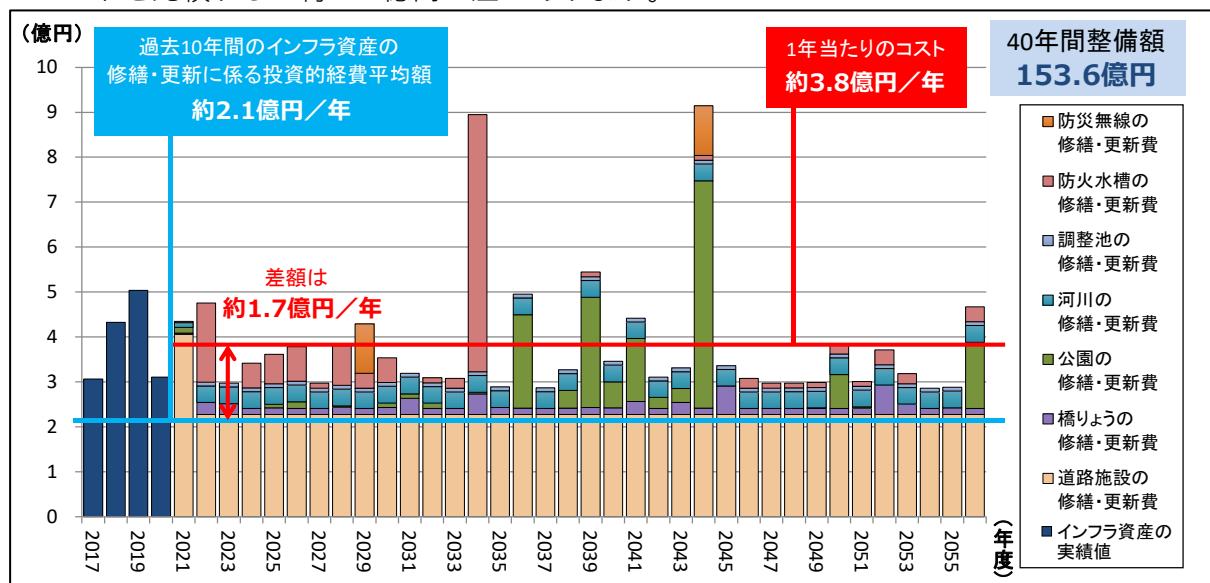


図 インフラ資産の試算結果

ウ 公共施設・インフラ資産（下水道施設を除く）の試算結果

公共施設等の試算結果として、計画期間(40年間)で必要となる修繕・更新費用は約435.0億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる1年当たりのコストは約11.4億円となりました。

過去10年間の投資的経費の1年当たりの平均額は約7.0億円であり、1年当たりのコストと比較すると約4.4億円の差があり、将来コストは、過去の投資的経費の約1.6倍に相当します。

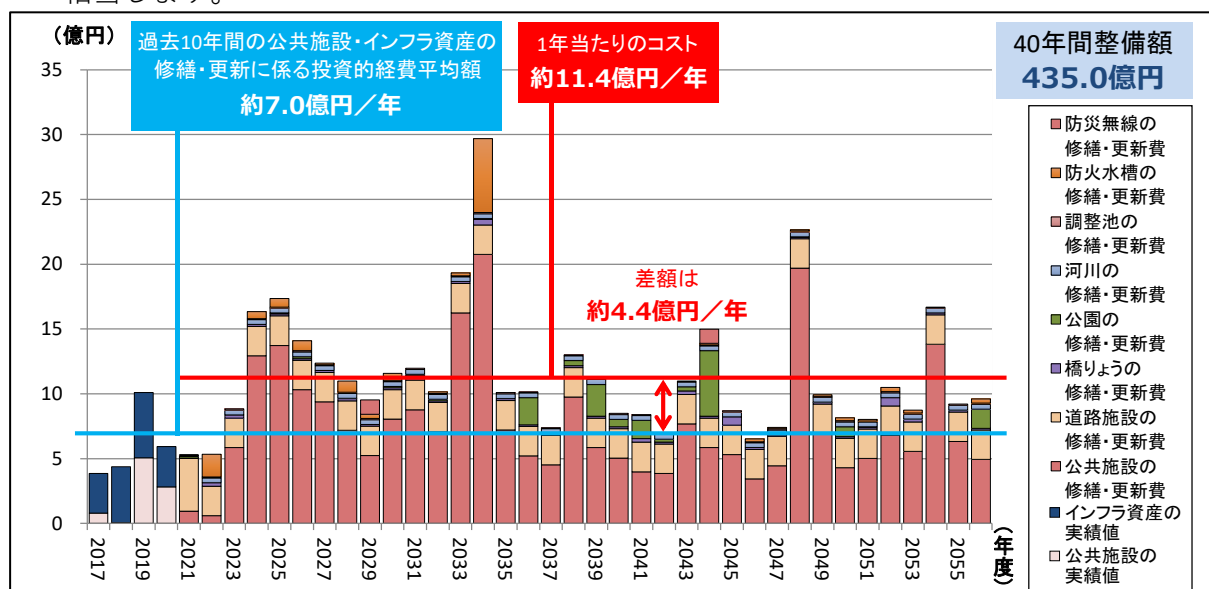


図 公共施設・インフラ資産の試算結果

エ 下水道施設の試算結果

下水道施設の試算結果として、計画期間(40年間)で必要となる修繕・更新費用は約44.1億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる1年当たりのコストは約1.1億円となりました。

過去10年間の1年当たりの投資的経費の平均額は約1.4億円であり、試算結果を上回る結果となりました。

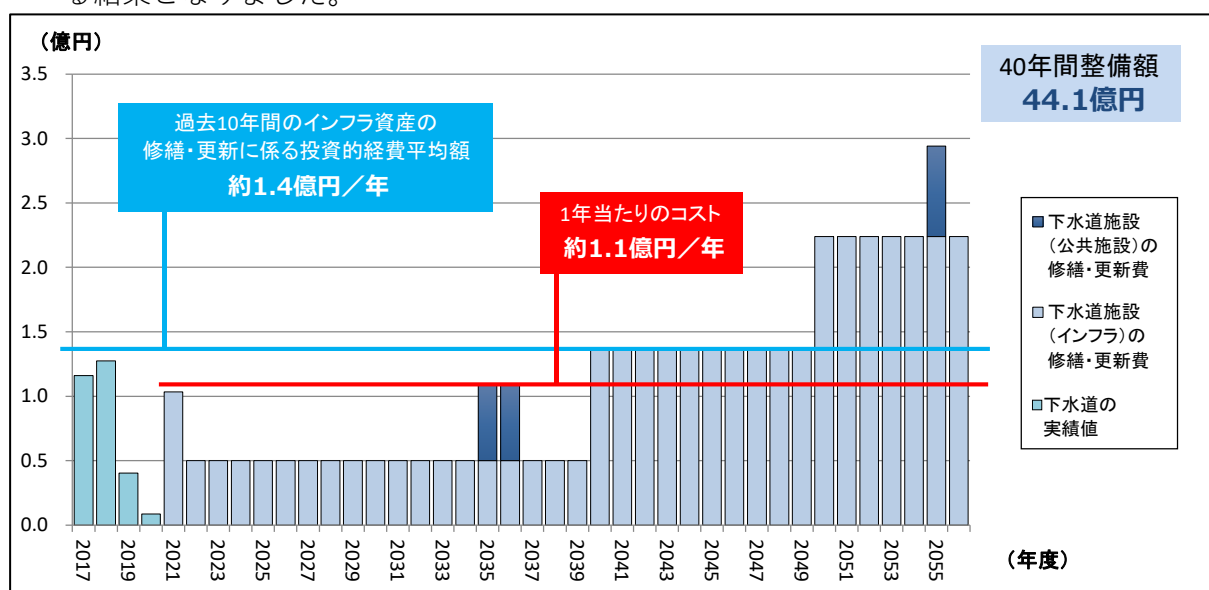


図 下水道施設の試算結果

※部田山汚水中継ポンプ場は下水道施設に含む

3-3 公共施設等の長寿命化の効果

(1) 公共施設・インフラ資産（下水道施設を除く）

公共施設等における計画期間（40 年間）で必要となる修繕・更新費用は、事後保全型の試算結果では 714.5 億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる 1 年当たりのコストは約 19.2 億円（36 年間）となりました。また、長寿命化を実施した、予防保全型の試算結果は 435.0 億円となり、1 年当たりのコストは約 11.4 億円となりました。長寿命化を実施した場合、36 年間で 1 年当たり約 7.8 億円の縮減効果が見込まれます。

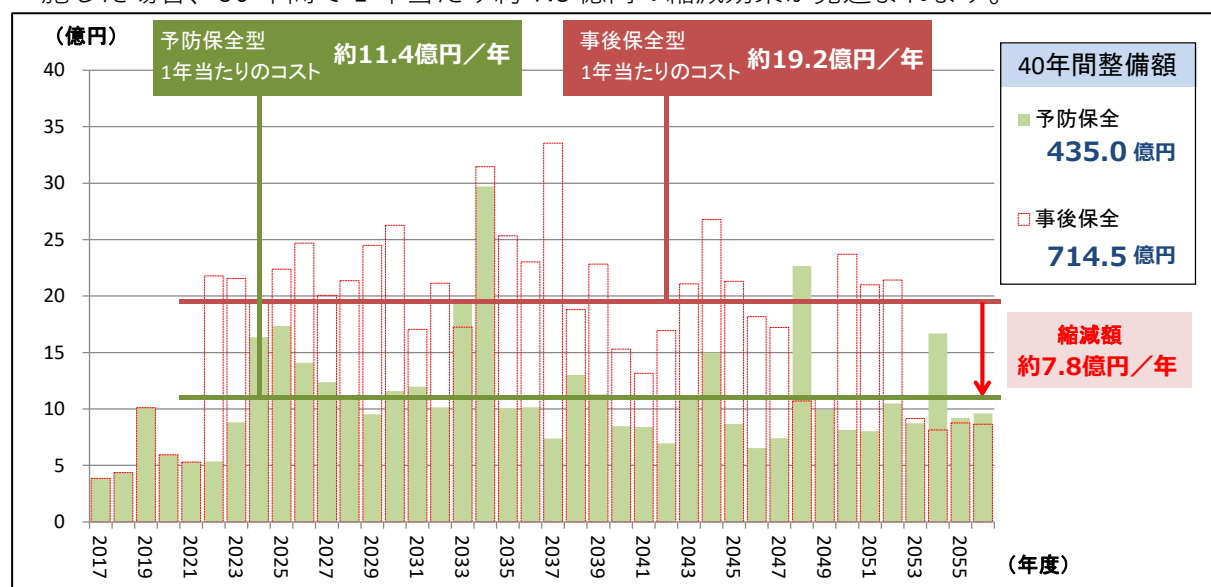


図 公共施設・インフラ資産の長寿命化の効果

(2) 下水道施設

下水道施設における計画期間（40 年間）で必要となる修繕・更新費用は、事後保全型の試算結果では 152.9 億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる 1 年当たりのコストは約 4.2 億円（36 年間）となりました。また、長寿命化を実施した、予防保全型の試算結果は 44.1 億円となり、1 年当たりのコストは約 1.1 億円となりました。長寿命化を実施した場合、36 年間で 1 年当たり約 3.1 億円の縮減効果が見込まれます。

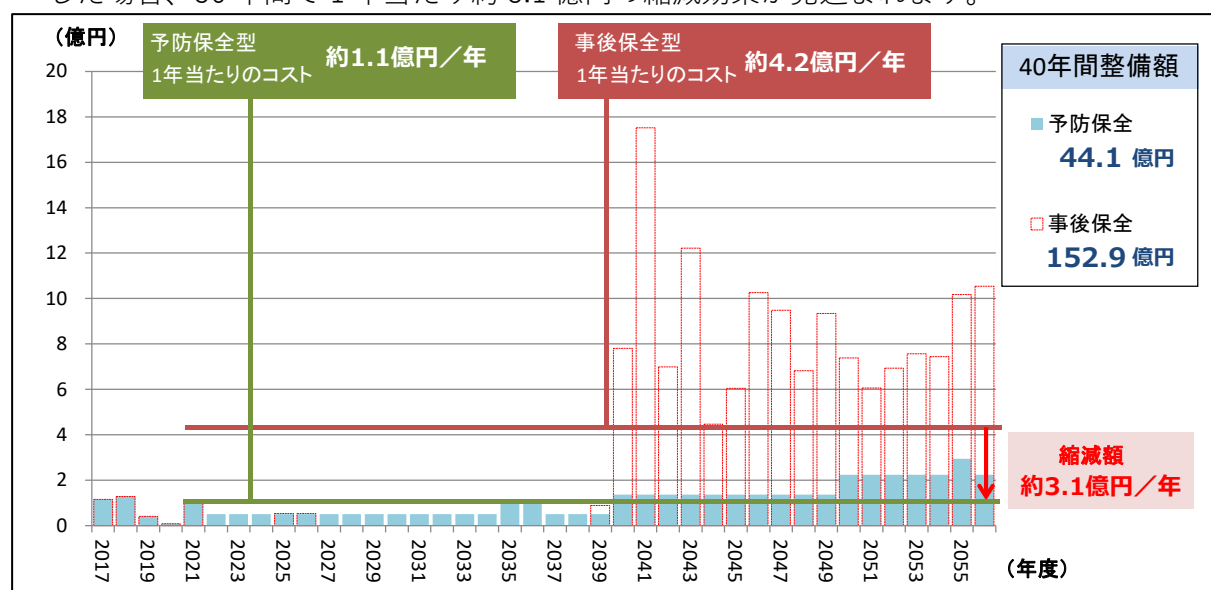


図 下水道施設の長寿命化の効果

※部田山汚水中継ポンプ場は下水道施設に含む

3-4 公共施設等の今後の課題

(1) 公共施設・インフラ資産（下水道施設を除く）

公共施設・インフラ資産においては、予防保全型とした長寿命化対策によるコスト縮減が図られる結果となりましたが、長寿命化を実施した整備であっても、過去 10 年間の投資的経費の年間平均 7.0 億円より約 4.4 億円を上回る約 11.4 億円の費用が必要となります。

今後、少子高齢化の進行や人口減少が見込まれる中、財政負担を軽減しながら社会情勢や施設の利用状況の変化に応じた、公共施設等のマネジメントを行っていく必要があります。

(2) 下水道施設

下水道施設においても、長寿命化を実施した場合、コスト縮減が図られる結果となりました。過去 10 年間の投資的経費は年平均で 1.4 億円であり、1 年当たりのコストの約 1.1 億円を上回る費用をかけており、今後もコスト縮減を意識しながら、同水準の費用をかけて維持・更新することが必要と考えられます。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

4-1 基本方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を以下のように定め、将来のまちづくりに向け、最適な公共施設等の持続的な供給を目指します。

1 公共施設等の長寿命化の推進

- ▶ 不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の管理ではなく、損傷が軽微な段階で計画的に修繕を実施し、施設の長寿命化を図る「**予防保全型**」の管理方法とすることで、ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の縮減に取り組みます。
- ▶ 施設の状態や対策履歴等の情報を一元的に管理し、次回の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

2 公共施設等の安全・安心の確保

- ▶ 町民が安全・安心に公共施設等を利用できるよう施設ごとに適切な日常点検を実施し、施設の安全性の確保に努めます。
- ▶ 災害時には避難ルートや避難所としての機能、対策・指令の拠点としての機能を果たすことが求められます。災害時に必要な機能を確保するために、耐震診断や定期点検等の調査を実施し、防災・減災のための対策等に取り組むとともに、設備面での対策も進めていきます。

3 施設保有量の最適化

- ▶ 今後も持続可能な公共サービスを提供していくために、人口動態や住民ニーズの変化、社会情勢の変化や財政状況の推移等を踏まえ、公共施設の適正保有量を検討したうえで、必要に応じて総量の抑制の検討を行います。
- ▶ 新たな公共サービスの提供に伴い公共施設等が必要となる場合は、まず、既存施設の有効活用や用途変更による転用の可能性を検討します。また、公共施設等の更新や大規模改修の際には、現在の規模や機能のまま更新するのではなく、適正規模の検討や複合化、多機能化等の手法を検討します。

4 適切な維持管理の推進と財源確保

- ▶ 限られた財源の中で、老朽化した施設の維持管理・更新や耐震化を行う際には、町民が安心して施設を利用できるよう、施設重要度や施設劣化度、提供するサービスの質や需要等を踏まえた各施設の「個別施設計画」等に基づき進めていきます。
- ▶ 多種多様な全ての公共施設を町単独で維持することは困難な状況です。そこでPPP/PFI等による民間事業者の資金やノウハウの活用を検討していくとともに、近隣市との相互利用を進め、適切な役割分担による公共施設等の維持管理を推進します。
- ▶ 将来にわたり公共施設等を適切に管理するための財源として、補助金や地方債、公共施設整備基金の活用を進めていきます。

4-2 管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に当たっては、項目ごとに以下の考え方により適切に管理します。

(1) 点検・診断等の実施方針

公 共 施 設

職員等による日常的な点検のほか、専門業者の点検により適切な施設の管理を図ります。点検履歴を蓄積し、個別施設計画の策定・改訂や本計画の改訂のための基礎データとして活用します。

インフラ資産

職員等による日常的な点検のほか、国の点検に関する指針等に基づき、専門業者による点検を定期的に行い、適切な施設の管理を図ります。点検履歴を蓄積し、個別施設計画の策定・改訂や本計画の改訂のための基礎データとして活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公 共 施 設

中長期的な視点から個別施設計画を作成するなどして、計画的な維持管理・修繕・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。

インフラ資産

点検・診断等の結果に基づき、各施設の劣化状況等に応じた優先度の検討を行うとともに、個別施設計画に基づき、計画的な維持管理・修繕・更新等を実施します。

(3) 安全確保の実施方針

公 共 施 設

点検・診断等により施設状況を把握するとともに、適切な維持管理により安全性の確保を図ります。点検・診断結果等より危険性が認められた場合には、安全確保を最優先し、立入制限、緊急的な修繕・改修等の措置を講じます。

インフラ資産

安全・安心な町民生活を継続する上で必要不可欠な施設であり、日常的な点検等適切な維持管理により安全性の確保を図ります。道路の陥没、コンクリート構造物のはく落等、高度な危険性が認められた場合には、早急に修繕・更新や利用規制等を実施し、安全性を確保します。

(4) 耐震化の実施方針

公 共 施 設

多数の者が利用する施設については、公共施設で耐震化が終了しています。
今後は、非構造部材（吊り天井や照明器具など）の耐震化を計画的に進めます。

インフラ資産

インフラ資産はライフラインに直結する施設が多く存在することから、地震による被害を最小限に抑えるとともに、被害が出た場合は早期復旧を図る必要があります。ライフラインに直結し、地震による施設の崩壊時に大きな事故に繋がる危険性のある道路、橋りょう、管路等については、安全確保の観点より優先的に耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の推進方針

公 共 施 設

不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の管理から、修繕等を計画的に行う「予防保全型」の管理方法とすることで、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストと費用の平準化を図ります。

インフラ資産

個別施設計画に基づき、「予防保全型」の管理方法とすることで施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公 共 施 設

施設の改修等を行う際には、誰もが安心・安全に利用しやすい施設とするため、計画的にユニバーサルデザイン化を進めます。

インフラ資産

道路、橋りょう、公園については、誰もが使いやすく、移動しやすいインフラ資産とするため、計画的にバリアフリー化を進めます。

(7) 統合や廃止の推進方針

公 共 施 設

町全体における公共施設の適正保有量を検討した上で、必要に応じて総量の抑制の検討を行うとともに、各施設の大規模改修や更新のタイミングで、適正規模の検討、複合化や多機能化等について検討します。

インフラ資産

総合計画や総合戦略、都市計画マスタープラン等、将来のまちづくり方針を踏まえ、集約型都市構造の構築を見据えながら、無駄のない整備計画を立案し、総量の抑制を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理の実施体制

公 共 施 設

公共施設等維持管理推進庁内検討委員会を活かし、全庁横断的な計画の取組体制を構築し、継続的な計画の推進、必要に応じた計画の見直し等を行います。点検等から得られた施設情報は一元管理を図り、情報の共有と効率的な維持管理を図ります。

インフラ資産

施設分野に捉われない包括発注の実施や関連業務の連携に向けて、横断的な取組体制の構築について検討します。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5-1 公共施設

(1) 文化系施設

<対象施設>

表 文化系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
町民会館	春木字北反田 14	5,067.92 m ²	昭和 57 年度	39

<現状・課題>

町民会館は本町が所有する唯一の中央公民館、図書館であり、町民等の生涯学習、文化の振興及び福祉の増進を図るための施設として、年間 7 万人を超える多くの町民に利用されています。一方で建築から 39 年が経過しており、老朽化が進行しているとともに、ホール及びホワイエの吊り天井が現行の建築基準を満たしていない状況です。

このような状況から、平成 30 年度に、町民が安全で安心して施設を利用できる環境を確保することを目的に「東郷町スポーツ施設等長寿命化計画」を策定しました。施設の維持管理は、指定管理者により行われています。

<方針>

町民会館は、町民にとって必要不可欠な施設であり、また、大規模な地震や風水害時に地区防災活動拠点等に活用する有用な施設であることから、「東郷町スポーツ施設等長寿命化計画」に基づき、現状の施設規模で継続的に維持管理を行いつつ、計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、予防保全型の点検も実施します。ただし、町民会館は、「公民館」と「図書館」という異なる機能が複合化された施設として整備されており、他の施設と複合化することの相乗効果により、更なる住民サービスの向上も期待できることから、将来的な更新時には他の施設との複合化についても検討する必要があります。ホール及びホワイエの天井は、地震時など利用者の安全確保の観点から、天井脱落対策が必要であり、施設の長寿命化の検討と並行して検討を行います。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

<対象施設>

スポーツ・レクリエーション系施設に存在するトイレ、管理棟、倉庫等の公共施設を対象とします。

表 スポーツ・レクリエーション系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
愛知池運動公園	諸輪字百々51-236	318.49 ㎡	昭和 61 年度	35
総合体育館	春木字北反田 35	5,498.02 ㎡	平成 2 年度	31
町民運動広場	春木字千子 551-1	30.10 ㎡	平成 4 年度	29
ふれあい広場 ゲートボール場	春木字申下 19	50.60 ㎡	平成 2 年度	31
諸輪ゲートボール場	諸輪字中市 150-1	5.70 ㎡	平成 4 年度	29
白土ゲートボール場	春木字音貝 43-27	16.28 ㎡	平成 4 年度	29
総合監視所	諸輪字上鉾 12-68	600.00 ㎡	平成 7 年度	26
トーゴーボートハウス	諸輪字篠木 78-89	928.79 ㎡	平成 7 年度	26

<現状・課題>

スポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツの振興や体力・健康の増進を図り、またゲートボール場は、健康増進に加え町民相互のふれあいと憩いの場を提供するための施設です。各施設は、多くの利用者があり、特に総合体育館は年間 11 万人を超える町民に利用されています。また、トーゴーボートハウス及び総合監視所は、愛知池漕艇場の施設として、町民レガッタを始めとしたボート大会や日頃のボート練習にも利用されています。

本町のスポーツ施設で利用者が最も多い総合体育館は、建築から 30 年以上が経過し老朽化が進行しているとともに、アリーナの吊り天井は現行の建築基準を満たしていない状況です。

このような状況から、平成 30 年度に、町民が安全で安心して施設を利用できる環境を確保することを目的に「東郷町スポーツ施設等長寿命化計画」を策定しました。

愛知池運動公園、総合体育館、町民運動広場、ふれあい広場ゲートボール場の維持管理は、指定管理者により行われています。

諸輪ゲートボール場、白土ゲートボール場は、地区により適切に維持管理されています。

<方針>

スポーツ・レクリエーション施設は町民の健康増進のため、ボート関係施設は本町のボート振興のため欠くことのできない施設です。また、総合体育館は大規模な地震や風水害時に地区防災活動拠点等に活用する有用な施設であることから、「東郷町スポーツ施設等長寿命化計画」に基づき、今後は、施設規模に応じて適切な維持管理に努め、計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、予防保全型の点検も実施します。

また、総合体育館アリーナの吊り天井は、地震時など利用者の安全確保の観点から、天井脱落対策が必要であり、施設の長寿命化の検討と並行して検討を行います。

(3) 学校教育系施設

<対象施設>

表 学校教育系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
東 郷 小 学 校	諸輪字北山 112	5,954.00 m ²	昭和 40 年度	56
春 木 台 小 学 校	春木台四丁目 5-1	5,471.00 m ²	昭和 46 年度	50
諸 輪 小 学 校	諸輪字大坊池 29-110	5,522.00 m ²	昭和 47 年度	49
音 貝 小 学 校	春木字音貝 43-100	5,929.00 m ²	昭和 50 年度	46
高 嶺 小 学 校	白鳥二丁目 5	7,013.00 m ²	昭和 52 年度	44
兵 庫 小 学 校	兵庫三丁目 1	10,414.00 m ²	平成 18 年度	15
東 郷 中 学 校	諸輪字北山 126	10,326.00 m ²	昭和 48 年度	48
春 木 中 学 校	春木字新池 1	8,981.00 m ²	昭和 58 年度	38
諸 輪 中 学 校	諸輪字後山 60-65	6,783.00 m ²	昭和 60 年度	36
給 食 セ ン タ ー	春木字蟹池 15	2,209.11 m ²	平成 4 年度	29

<現状・課題>

本町には、6 校の小学校及び 3 校の中学校がありますが、兵庫小学校を除き、全ての小中学校が建築から 35 年以上経過している状況です。

給食センター本館は建築から 20 年以上経過しており、老朽化による不具合が生じています。また、吊り天井が現行の建築基準を満たしていない状況です。別館についても機器等の耐用年数が経過し修繕業務が増加している状況です。

この様な状況から、平成 29 年度に、安全・安心な教育環境を継続的に確保することを目的に「東郷町学校施設長寿命化計画」を策定しました。

<方針>

小学校、中学校ともに「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き－文部科学省（平成 27 年 4 月）」を参考に作成した「東郷町学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修優先順位等を踏まえ、事業費の縮減及び平準化を図りながら計画的な改修を行うとともに、予防保全型の管理で長寿命化を図ります。今後、児童生徒の数は多少減少するものの大きく減ることはないの見込んでおり、現在の校舎は将来も継続して使用することとなりますが、校舎の更新に際しては、児童数・生徒数の推移を踏まえ、施設の適正規模及び適正配置について検討します。また、児童・生徒数の減少により生じた空き教室は、周辺施設との複合化等の活用方法を検討します。

給食センター本館は老朽化調査の結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討した「東郷町学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行うとともに、予防保全型の管理で長寿命化を図ります。吊り天井は、地震時の調理員等の安全確保の観点から、天井脱落対策を進めます。

給食センター別館については、点検、診断を行い予防保全型の適切な維持管理・修繕を行っていきます。本館、別館ともに、対象人口（0-14 歳）が減少した場合は、施設の適正規模について検討します。

(4) 子育て支援施設

<対象施設>

表 子育て支援施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
和 合 保 育 園	和合字知々釜 130	848.05 m ²	昭和 50 年度	46
中 部 保 育 園	春木字上ノ畑 986	1,978.53 m ²	昭和 45 年度	51
南 部 保 育 園	春木字北切山 6059-1	827.92 m ²	昭和 50 年度	46
音 貝 保 育 園	春木字音貝 77-2	1,087.56 m ²	昭和 52 年度	44
た か ね 保 育 園	白鳥四丁目 1-3	1,020.20 m ²	昭和 54 年度	42
北 部 児 童 館	白鳥三丁目 15	367.16 m ²	昭和 61 年度	35
西 部 児 童 館	春木字音貝 104	236.19 m ²	平成元年度	32
中 部 児 童 館	春木字東羽根穴 12	297.65 m ²	平成 3 年度	30
東 部 児 童 館	諸輪字稲場 9	330.00 m ²	平成 5 年度	28
南 部 児 童 館	春木字下正葉廻間 28-1	330.00 m ²	平成 6 年度	27
兵 庫 児 童 館	兵庫三丁目 1	462.88 m ²	平成 19 年度	14

<現状・課題>

保育園は、建築から 40 年以上経過しており、老朽化が進行しています。また、保護者の意識や社会・経済状況の変化などによる保育ニーズの多様化に対応した保育環境の整備が必要となっています。そこで、平成 24 年度に保育所整備計画を策定し、計画に基づき民営化を進めてきたことにより、平成 28 年度に東郷せいぶ保育園、平成 29 年度に東郷あやめ保育園が民間保育園として開園し、平成 29 年度には公立保育園は 5 園となり、計画通り民営化が達成できました。令和元年度に、安全・安心な保育環境を継続的に確保することを目的に「保育所等長寿命化計画」を策定しました。

児童館は、全館で放課後児童クラブを併設しており、地域における子ども達の居場所、また、子育て支援施設として重要な役割を果たしています。ここ数年は、放課後児童クラブの利用者の増加に伴い、クラブ専用室の床面積の不足等が発生しています。また、施設としては、兵庫児童館を除き建築から 25 年以上が経過し、経年損耗による老朽化が進行しており、北部児童館では平成 27 年度に、西部児童館では平成 31 年度に大規模改修を実施しました。

<方針>

保育園は、「保育所等長寿命化計画」に基づき、建築年の古い順から築 50 年を目安に改築を実施します。また、改築した施設は、施設の長寿命化を図るため、予防保全型の施設管理を実施します。なお、改築に際しては園児数の減少、教育ニーズの増加等の保育ニーズを適切にとらえ、公立園の担う役割や地域特性を考慮した上で民営化を検討します。

児童館は、令和 3 年度に策定した東郷町児童館長寿命化計画に基づき、大規模改修を実施し、児童館の長寿命化を図るとともに、将来的な子どもの人口の推移を踏まえつつ、多様な住民ニーズに対応できるよう施設のあり方を検討します。また、児童館で実施している放課後児童クラブは、民間ノウハウを活用するとともに、「放課後子ども総合プラン（厚生労働省、文部科学省）」に基づき、小学校施設等を利用した放課後子ども教室「きらきらくども」との事業一体化について検討します。

(5) 保健・福祉施設

<対象施設>

表 保健・福祉施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
西部老人憩の家	春木字音貝 104	238.86 m ²	平成元年度	32
旧東郷町福祉センター	諸輪字北山 158-90	1,728.19 m ²	平成元年度	32
高齢者ワークプラザ	春木字申下 40	415.52 m ²	平成 14 年度	19
いこまい館	春木字西羽根穴 2225-4	8,038.40 m ²	平成 16 年度	17

<現状・課題>

西部老人憩の家は西部児童館の 2 階にあり、一体的に利用し、維持管理しています。

旧東郷町福祉センターは、東郷町社会福祉協議会に無償貸付しており、施設の維持管理や修繕は東郷町社会福祉協議会に対応しています。高齢者ワークプラザは、東郷町シルバー人材センターに無償貸付しており、施設の維持管理や修繕は東郷町シルバー人材センターで対応しています。両施設は、平成 29 年度に、「東郷町役場庁舎等長寿命化計画」を策定しました。

いこまい館は厚生労働大臣から運動型健康増進施設として認定を受けており、健康づくりの拠点として近隣市からも多くの利用があり、年間 21 万人を超える利用者が訪れています。建築から 17 年以上が経過しており、快適で安全な施設とするため、緊急かつ必要性の高いものから順次、改修工事を行っている状況です。施設の維持管理は、指定管理者により行われています。

<方針>

旧東郷町福祉センター及び高齢者ワークプラザは、「東郷町役場庁舎等長寿命化計画」に基づき、事業費の縮減及び平準化を図りながら計画的な改修を行うとともに、予防保全型の管理で長寿命化を図ります。適切な維持管理・修繕などは、借主の負担で行いますが、今後想定される長寿命化修繕や施設の更新については、借主の負担で行うことが難しいことから、施設のあり方について検討します。

いこまい館は、令和 3 年度に策定の「東郷町町民交流拠点施設 イーストプラザいこまい館 長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を行いながら、施設の利用状況や住民ニーズ、維持管理コストをもとに、維持管理の効率化や施設のあり方について検討します。

また、施設内で特定天井に該当する箇所については、利用者の安全確保の観点から、天井脱落対策が必要であり、長寿命化の対策と並行して検討を行います。

(6) 医療施設

<対象施設>

表 医療施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
東 郷 診 療 所	諸輪字北山 158-90	745.53 m ²	昭和 63 年度	33

<現状・課題>

東郷診療所は、建築から 33 年が経過しており、令和元年度に、建物及び設備の老朽化状況調査をもとに長寿命化の考え方を取りまとめました。

また、平成 20 年度には、統廃合について検討し、黒字経営転換を目標に事業を継続させる方針で現在に至っていますが、町内の医療機関が充実してきたことなどから、公共診療所としての役割や医師の確保など課題を整理・検討した上で、将来的な診療所の在り方を示していく必要があります。なお、2 階部分は、訪問看護ステーションとして活用しています。

<方針>

東郷診療所は、平成 25 年度から 3 年計画で長寿命化修繕を実施しました。令和元年度に実施した「診療所長寿命化の考え方」に基づき、予防保全型の管理方法により適切な維持管理・修繕などを行い、施設の長寿命化を図ります。現在の経営状況を維持できるよう、維持管理の効率化を行いつつ、持続可能な経営を図ります

(7) 行政系施設

<対象施設>

表 行政系施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
庁舎	春木字羽根穴 1	8,237.15 m ²	昭和 45 年度	51
諸輪分団詰所	諸輪字後山 77-4	155.00 m ²	平成元年度	32
和合分団詰所	和合字前田 47-1	75.00 m ²	昭和 42 年度	54
傍示本分団詰所	春木字中屋敷 1063-1	72.00 m ²	昭和 42 年度	54
祐福寺分団詰所	春木字下正葉廻間 29	96.00 m ²	昭和 47 年度	49
部田分団詰所	春木字西前 6070-1	145.00 m ²	平成 3 年度	30
白土分団詰所	春木字白土 1-143	168.00 m ²	平成 6 年度	27
北部資源回収ステーション	和合字北蚊谷 281-1	155.28 m ²	平成 12 年度	21
中部資源回収ステーション	春木字上ノ畑 991	86.81 m ²	平成 12 年度	21

<現状・課題>

庁舎は旧庁舎に新庁舎を増築しています。旧庁舎は建築から 51 年、新庁舎は建築から 31 年経過しており、両施設ともに老朽化が進行しています。特に屋上防水や外壁の劣化が激しく、安全確保の観点からも早期の対応が必要な状況となっています。また、空調等の設備も経年劣化により、計画的な維持・修繕が必要な状況となっています。旧庁舎については平成 24 年に耐震改修工事を実施しています。平成 29 年度に、「東郷町役場庁舎等長寿命化計画」を策定しました。

消防施設として、消防団の分団詰所が町内に 6 施設あります。そのうち 3 施設（和合、傍示本、祐福寺）は建築から 40 年以上が経過しており、老朽化が進行し、耐震基準を満たしていない状況です。そのため令和 3 年度には、平成 29 年度に策定した「東郷町消防団詰所長寿命化計画」に基づき、傍示本分団詰所の改築を行っています。

資源回収ステーションは、町内に 2 施設存在しますが、両施設ともに開設当初と比べて取扱い品目が増えたこと、物量が増加したことから、回収物品を保管しておくスペースが不足している状況です。作業従事者の控室について、雨漏り等の修繕が必要な箇所が発生しており、老朽化が進行しています。令和 2 年度に、「東郷町資源回収ステーション長寿命化計画」を策定しました。

<方針>

庁舎は、「東郷町役場庁舎等長寿命化計画」に基づき、事業費の縮減及び平準化を図りながら計画的な改修を行うとともに、予防保全型の管理で長寿命化を図ります。更新時期に合わせ、適正規模の検討、他施設との複合化等を検討します。

分団詰所は、町民の安全を確保するために必要不可欠な施設です。今後、老朽化した分団詰所については、「東郷町消防団詰所長寿命化計画」に基づき、旧耐震基準の施設は速やかに改築を行い、それ以外の施設は、計画的な改修を行うとともに、予防保全型の管理で長寿命化を図ります。

資源回収ステーションは、「東郷町資源回収ステーション長寿命化計画」に基づき、常設拠点施設は計画的な改修を行うとともに、予防保全型の管理で長寿命化を図ります。物置は適切な時期に改築します。2 施設を統合又は廃止することは、住民の利用距離や保管量から難しい状況であることから、基本的に統廃合は行わない方針とします。施設の更新時には、物量の状況を確認しつつ、必要に応じて物量の増加を見込んだ保管スペースの確保等、適正規模の検討をします。

(8) 公園施設

<対象施設>

公園に存在するトイレ、管理棟、倉庫等の公共施設を対象とします。

表 公園施設の対象施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
諸 輪 公 園	諸輪字観音畑 6-1	89.25 m ²	昭和 51 年度	45
和合ヶ丘中央公園	和合ヶ丘 3 丁目 6-4	6.88 m ²	昭和 51 年度	45
和合ヶ丘北公園	和合ヶ丘 2 丁目 23-5	6.01 m ²	昭和 51 年度	45
押 草 公 園	白鳥四丁目 4-3	14.80 m ²	昭和 54 年度	42
狐 塚 北 公 園	春木台三丁目 8	9.13 m ²	昭和 54 年度	42
御 嶽 公 園	御岳二丁目 7	9.13 m ²	昭和 54 年度	42
狐 塚 南 公 園	春木台五丁目 4	2.14 m ²	平成 15 年度	18
北 山 台 中 央 公 園	北山台一丁目 8	6.55 m ²	昭和 58 年度	38
傍 示 本 公 園	春木字上ノ畑 996	13.34 m ²	平成 10 年度	23
半 ノ 木 公 園	三ツ池三丁目 3	16.32 m ²	平成 12 年度	21
兵 庫 公 園	兵庫一丁目 4	10.58 m ²	平成 12 年度	21
清 水 公 園	清水三丁目 10	24.78 m ²	平成 14 年度	19
岩 ヶ 根 公 園	清水四丁目 5	2.99 m ²	平成 16 年度	17
境 川 緑 地	春木字道下 101-3	223.47 m ²	昭和 55 年度	41
涼 松 緑 道	春木字涼松 225-1	24.96 m ²	平成 9 年度	24
和 合 児 童 遊 園	和合字知々釜 70-1	9.97 m ²	平成 5 年度	28
祐 福 寺 児 童 遊 園	春木字屋敷 3417-2	9.84 m ²	平成 12 年度	21
部 田 児 童 遊 園	春木字西前 6070-1	3.64 m ²	昭和 45 年度	51
交 通 児 童 遊 園	春木字道下 101-1	86.09 m ²	昭和 53 年度	43
長 池 児 童 遊 園	春木字北切山 5709-1	6.56 m ²	昭和 60 年度	36
桧 池 親 水 公 園	春木字弥計 511-1	16.00 m ²	平成 5 年度	28
ふ れ あ い 広 場	春木字北反田 27	29.00 m ²	平成 2 年度	31

<現状・課題>

トイレは都市公園に 14 棟、児童遊園に 5 棟、親水公園に 1 棟、その他公園に 2 棟あり、令和 3 年度に新たに整備した上城さくら公園にも 1 棟設置しています。境川緑地には管理棟（土木倉庫、旧境川テニスコート）、諸輪公園には倉庫、交通児童遊園には管理棟自転車置場（倉庫）があります。半数以上の施設が建築から 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。

桧池親水公園、ふれあい広場の維持管理は、指定管理者により行われています。

<方針>

引き続き施設の日常的な安全点検を実施し、長期間使用できるよう適切な維持管理・修繕などを行うことにより施設の長寿命化を図ります。

5-2 インフラ資産

(1) 道路

<対象施設>

一般道路（1、2 級、その他道路）、自転車歩行者道を対象とします。

種別	面積（㎡）	実延長（m）	路線数
一般道路	1,320,253	222,047	884
自転車歩行者道	2,692	775	23
合計	1,322,945	222,822	907

<現状・課題>

交通量の多い道路では、定期的な状況把握と路面の補修を行っており、平成 26 年に全 5 路線の内 3 路線で実施した路面状態の調査の結果、3 路線とも舗装修繕が必要と判断されました。

平成 28 年度に、「東郷町舗装修繕計画」を策定しました。

今後も安全・安心な道路サービスを提供できるよう計画的な修繕が求められます。

<方針>

道路管理者が実施する通常パトロールにより、道路の異常、損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう今後も適切な維持管理を実施します。主要な幹線町道かつ防災上重要な道路に対し、「総点検実施要領【舗装編】（国土交通省）」に基づき、5 年に 1 度の定期点検を実施します。点検により路面の状態を把握及び、修繕の候補箇所を抽出し、明らかになった損傷の程度により路面部材の計画的な修繕を行います。

修繕は、「東郷町舗装修繕計画」に基づき、優先順位の高い箇所から順次実施します。

(2) 橋りょう

<対象施設>

町が管理する 113 橋（PC 橋、RC 橋、鋼橋、その他）を対象とします。

<現状・課題>

平成 26 年度から道路法上の道路に架かる橋長 2m 以上の橋りょうの定期点検を順次実施しており、5 年に 1 度対象となる全ての橋りょうの点検を実施しています。また、定期点検を行った橋りょうについては令和 3 年度に「東郷町橋梁^{りょう}長寿命化修繕計画」を改訂し、適切な維持管理を行っています。

今後は限られた予算の中で、安心・安全な道路サービスを提供できるよう、計画的な修繕が求められます。

<方針>

道路管理者が実施するパトロール点検により、安全性が確保できるよう適切な対応を図るとともに、「道路橋定期点検要領（国土交通省）」に基づき、近接目視による 5 年に 1 度の定期点検と診断を実施します。「東郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、点検結果により明らかになった損傷程度、主要な幹線町道及び防災上重要な道路などの要素を踏まえ、適切な維持管理を実施します。

また、橋りょうの耐震化については、主要な幹線町道かつ防災上重要な道路に架かる橋りょうについて、落橋防止システムの設置等の必要な対策を順次進めていきます。

(3) 公園

<対象施設>

町が管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の公園を対象とします。

<現状・課題>

半数以上の施設が建設から 30 年以上経過しており、施設の老朽化が懸念されます。遊具等の施設の補修や交換、撤去については、日常点検において確認した劣化状況により随時対応しています。ちびっこ広場、その他の公園については、利用状況を考慮し、施設のあり方を検討する必要があります。

<方針>

定期的に公園施設の安全点検を実施し、点検結果に基づき、長期間使用できるよう適切な維持管理・修繕などを行い、公園の長寿命化を図ります。例えば、遊具の更新時には、健康遊具への変更を検討するなど、住民ニーズを考慮し、必要に応じて施設の変更を検討します。また、ちびっこ広場やその他の公園は、地域の実情に照らし、利用状況を考慮し、更新、廃止等について検討します。

公園の美化・草刈等の維持管理や施設の日常点検等について、公園愛護会制度を活用した地域での管理方策を推進するとともに、指定管理者制度の活用についても検討します。

(4) 河川

<対象施設>

町が管理する 12,879m の河川（準用河川、普通河川）を対象とします。

<現状・課題>

近年の豪雨等による、河川等の氾濫が見られることから、排水不良を解消し、治水安全度の向上が求められます。

<方針>

河川の日常点検を実施し、定期的な除草や排水に著しく支障をきたす土砂等の除去を行い、機能の低下がないよう適切な維持管理を実施します。点検により危険性が高いと判断されたものについては、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。また、破損状態の拡大を防ぐために早急に対応します。

(5) その他インフラ資産

<対象施設>

町が管理する調整池（1,733 m²）、防火水槽（126 基）、防災無線（39 基）を対象とします。

<現状・課題>

調整池は、豪雨時に機能するよう、適切な維持管理が求められます。

防火水槽は、尾三消防組合により年 1 回の定期点検を実施しています。また、耐震性に優れた貯水槽を町内に 22 基設置しています。

防災無線は、デジタル防災行政無線システムが正常な機能を維持しているかを確認するための保守点検を年 1 回実施しています。

<方針>

調整池については、日常点検を実施し、状況に応じ、堆積した土砂の除去、除草等を行います。また、目視による点検を実施し、必要に応じて修繕を実施します。

防火水槽については、今後有蓋化を推進するとともに耐震性貯水槽の新設を進めます。

5-3 下水道施設

<対象施設>

町が管理する 157,864m の污水管、下水道に関わる公共施設を対象とします。

表 下水道に関わる公共施設

施設名	所在地	延床面積	代表建築年度	経過年数
部田山汚水中継ポンプ場	清水四丁目 9	539.00 m ²	平成 7 年度	26

<現状・課題>

本町の下水道事業においては、水洗化率 100%を目指して、下水道への切替えを進めていくことが課題となっています。

維持管理についても管・施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減していくことが必要です。

また、長期的に、人口減少に伴う使用料収入の減少、資産の老朽化に伴う更新の到来等により経営状況が厳しくなっていくことが予想されます。

<方針>

市街化区域内の未整備地区を中心に下水道の整備を推進します。また、平成 30 年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、耐用年数を考慮した維持管理を実施します。さらに下水道への切替えが進むよう町民への情報提供等を行い、水洗化の普及促進を図ります。

6 公共施設等マネジメントの推進体制

6-1 全庁的な取組体制と情報共有

(1) 公共施設等の総合管理に係る全庁的な取組体制

本町では、公共施設等の管理運営は所管課ごとの判断に基づいて行っていますが、公共施設等全体を総合的かつ計画的に管理していくためには、全庁的な視点に立った取組体制が必要です。

そのため、当初計画策定後に組織した公共施設等維持管理推進庁内検討委員会において、全庁横断的に個別施設（長寿命化）計画と本計画の調整、修繕や更新に当たっての優先施設の調整及び進捗状況を共有するとともに継続的な本計画の推進と必要に応じた見直し等を行っていきます。

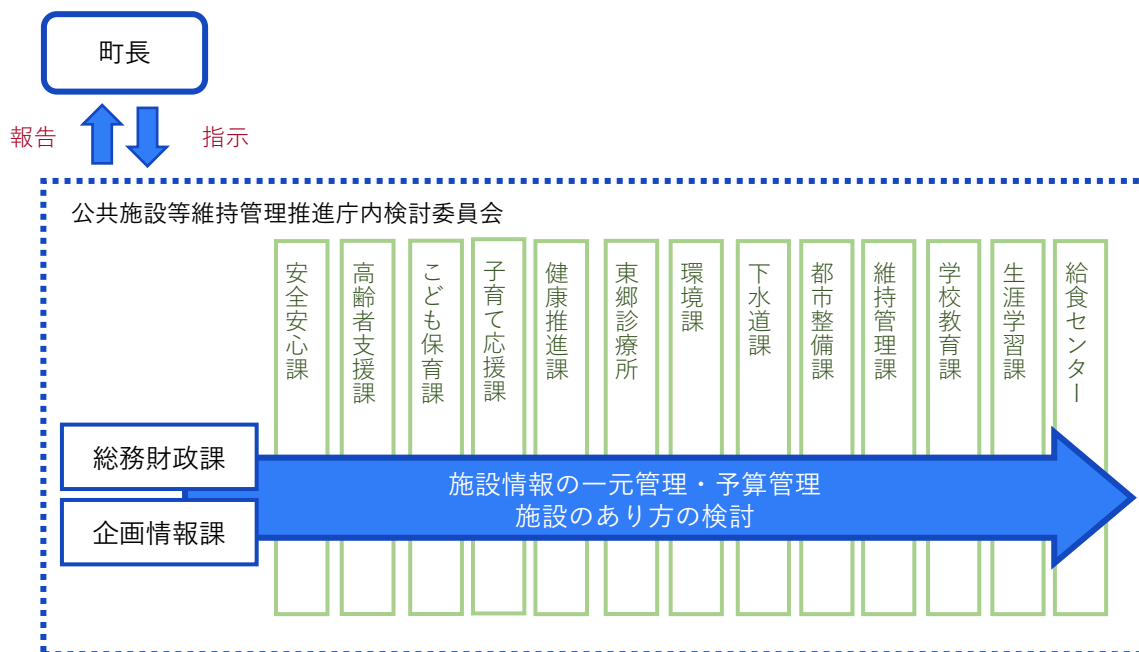


図 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

公共施設等の一元的管理に向けて、施設情報や維持管理・修繕履歴等の情報を集約したデータベースを構築するなど、公共施設等情報の一元管理を図ることを検討する必要があります。

また、公会計制度の導入により整備された固定資産台帳と公共施設等のデータベースで共通する情報を連携させることで効率的に一元的な情報管理を行っていきます。

6-2 進捗状況等のフォローアップの実施

本計画は、40年間の長期計画を策定しましたが、町民生活に真に必要な行政サービスをより効果的、効率的に提供するため、『Plan：計画→Do：実施→Check：評価→Action：改善』のPDCAサイクルによる計画の見直しと内容の充実を図ります。

今後は、基本方針に掲げた各種取組の推進状況や検討状況についても、所管課へのヒアリング等により確認し、本計画の見直しや個別施設計画の見直しを推進していきます。

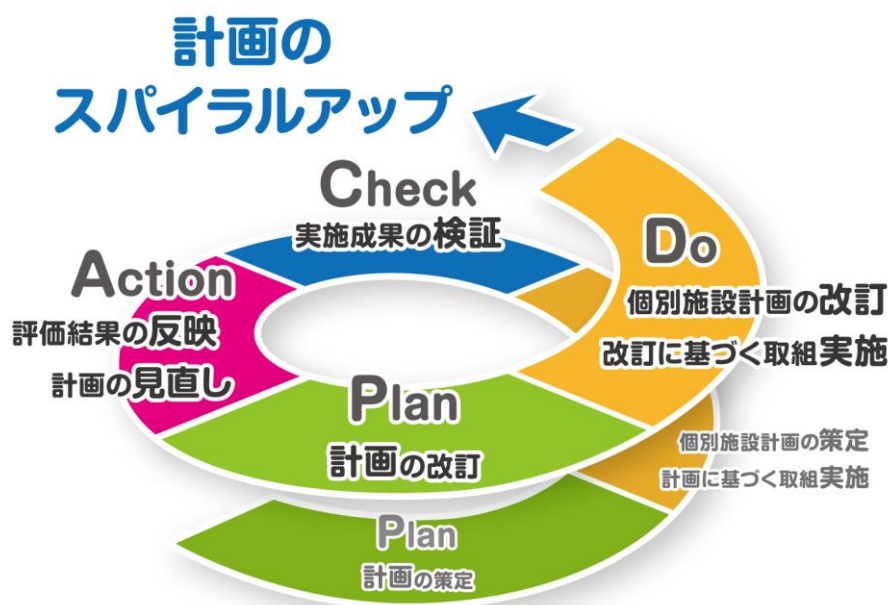


図 PDCAサイクルのイメージ

本計画は、関連する事業の進捗状況や社会経済情勢、人口動向の変化などを踏まえ、関連計画との整合性を確保するため、必要に応じて5年を目途に見直しを行い、計画に示される方針に基づく実践を継続的に推進していきます。

また、今後、個別施設計画を見直した場合は、本計画の見直しの時期に合わせ追記していきます。